

平成30年度

ホームヘルプサービス 実態調査 報告書

はじめに

平成30年度は6年ぶりに介護報酬・診療報酬が同時改定となり、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて、医療と介護の在り方や連携が見直されました。

特に、介護報酬改定では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、質が高く効率的な介護の提供体制の整備が推進され、実質的に9年ぶりのプラス改定（+0.54%）となりました。

しかし、実際には集合住宅減算の対象となる建物の追加や、一部条件下における減算率の拡大等、該当する事業者にとってはマイナス改定となり、依然、訪問介護事業所の経営は苦境を強いられています。

さらに、今改定により、訪問介護における身体介護と生活援助の差別化が明確に図られ、ますますホームヘルプサービスを取り巻く状況に、大きな変化が生じることが伺えます。

そこで、本会制度推進委員会では、これらの改定に伴う事業所への影響を調査し、事業所の経営状況・課題等を把握し、今後の制度改善への提言に向けた資料としてまとめました。

特に、本調査では道内訪問介護事業所における総合事業の提供状況を重点項目とし、今改定や制度改正の影響について分析しております。

これらの調査結果が、介護保険制度等の課題を明らかにするとともに、利用者の自立した生活に資するサービス提供を行っている訪問介護サービスの今後のあり方や運営について考える際の一助となれば幸いです。

最後に、調査にご協力いただいた事業所関係者のみなさま、また報告書作成にあたり多大なご尽力をいただきました制度推進委員会の委員のみなさまに厚くお礼申し上げます。

令和元年7月

北海道ホームヘルプサービス協議会
会 長 佐々木 薫

もくじ

はじめに	1
第1章 平成30年度ホームヘルプサービス実態調査について	4
I. 事業所の属性について	5
1. 事業所の組織形態、収支の状況について	5
(1) 訪問介護事業所における組織形態について	5
(2) 1ヶ月の収支状況の変化について	6
2. 職員数について	7
(1) 訪問介護員、その他の職員の人数について	7
1) 訪問介護員、その他の職員の職員総数（保有資格数）について	7
(2) サービス提供責任者の人数について	10
1) サービス提供責任者の総数（保有資格数）について	10
2) 事業所ごとの「サービス提供責任者」の人数について	14
(3) 管理者と兼務しているサービス提供責任者について	14
3. 訪問介護員の賃金について	15
(1) 雇用形態別における1ヶ月の実賃金（税・保険料の控除前）について	15
1) サービス提供責任者について	15
2) 常勤訪問介護員（サービス提供責任者は除く）について	16
(2) 非常勤訪問介護員（パート、登録等）の時給について	17
4. 総合事業の収支状況について	18
(1) 総合事業の収支状況について	18
II. 総合事業の提供状況について	20
関連用語等説明	20
5. 総合事業の提供状況について	20
(1) 総合事業の提供状況について	20
(2) 総合事業の実施方法について	22
(3) 総合事業の介護報酬について	24
(4) 総合事業における介護報酬の単価について	26
1) 出来高払いの場合	26
2) 包括報酬の場合	27
(5) 総合事業 A 型の派遣のうち、認知症の利用者の割合について	28
(6) 総合事業 A 型の派遣のうち、認知症利用者がある場合のサービス提供上の困難について	28
(7) A 型サービスの担い手の研修時間について	29
(8) A 型サービスの担い手の方の資格について	29
(9) 総合事業の提供状況に関して、「現行相当」または「該当しない」場合の A 型サービスを実施していない理由について	31

Ⅲ. 生活機能向上連携加算について	32
6. 生活機能向上連携加算の算定状況について	32
(1) 生活機能向上連携加算の取得状況について	32
(2) 生活機能向上連携加算を届け出していない理由について	32
(3) リハビリテーション専門職との連携で工夫していることについて	33
Ⅳ. 介護職員処遇加算の申請状況について	34
7. 介護職員処遇加算の申請状況について	34
(1) 介護職員処遇改善加算の申請状況について	34
(2) 平成30年度介護職員処遇改善計画書における職場環境等要件について	35
(3) 平成30年度の介護職員処遇改善計画における従事者の処遇改善の状況について	38
(4) 加算を活用した処遇改善を行う上での課題について	39
(5) 介護職員処遇加算を取得しない理由について	40
Ⅴ. 特定事業所加算の状況について	41
8. 特定事業所加算の届出状況について	41
(1) 特定事業所加算の届出状況について	41
(2) 特定事業所加算の取得状況について	42
(3) 加算の届出を行わない理由について	43
(4) 加算の改善を要望する事項について	44
Ⅵ. 同一建物等居住者のサービス提供状況について	45
1. 減算適用範囲が拡大した影響について	45
Ⅶ. 訪問介護における見守りの援助について	46
1. 見守りの援助を生活援助で算定しているケースについて	46
Ⅷ. 訪問介護における人材確保について	47
Ⅸ. 介護保険制度に関する市町村や国への要望について	48
第2章 まとめ	49
平成30年度ホームヘルプサービス実態調査まとめ	50
【資料編】	
○平成30年度ホームヘルプサービス実態調査票	56
○制度推進委員会委員名簿、開催状況	62

第1章 平成30年度ホームヘルプサービス実態調査について

【調査概要】

- 1 調査目的 平成30年度の介護報酬改定の効果検証や事業所の経営状況、課題等を把握し、今後の制度改善への提言に向けた実態調査を実施する。
- 2 調査対象 北海道内訪問介護事業所
(会員事業所及び札幌市及び14振興局毎に無作為抽出)
- 3 調査対象数 333ヶ所 (有効送付数333ヶ所)
- 4 調査時期 調査実施日 平成31年1月15日
回答期日 平成31年2月15日
調査基準日 平成31年1月1日
- 5 調査方法 郵送、メールによるアンケート記入方式
- 6 有効回答数 167ヶ所 (回収率 50.2%)
- 7 報告書における調査結果の見方 (数値等について)
 - (1) 調査結果の表の数値は、回答数、回答率(%:パーセント)で表示している。(%)の母数は、その調査項目に該当する回答事業所(無回答を除く)の総数であり、その数は全体及びn(設問に関する回答数)で示している。
 - (2) (%)の数値は、小数点第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示している。
 - (3) 選択肢の回答は、単数回答(SA:○は1つ)と複数回答(MA:○はいくつでも)の2種類がある。複数回答の場合、その回答割合(%)の合計は100.0%を超える場合がある。
 - (4) 必要に応じて、「事業規模別」「組織形態別」「地区別」の傾向について分析している。それぞれの有効回答数に違いが生じるため、全体の傾向をみる時は「組織形態別」で示している。なお、「事業規模別」の場合、売上高無回答については、数表に表記していない。そのため、各売上高の回答数の合計は、全体の事業所数の合計と一致しない。
 - (5) 本調査における「事業規模」は平成30年12月時点、「組織形態」は平成31年1月時点を基準としている。

I. 事業所の属性について

1. 事業所の組織形態、収支の状況について

(1) 訪問介護事業所における組織形態について【問1】

本調査における事業所の組織形態は「社会福祉協議会」が77ヶ所（46.4%）と半数近くを占め、次いで「営利法人（会社）」が28ヶ所（16.9%）、「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」27ヶ所（16.3%）となっている。

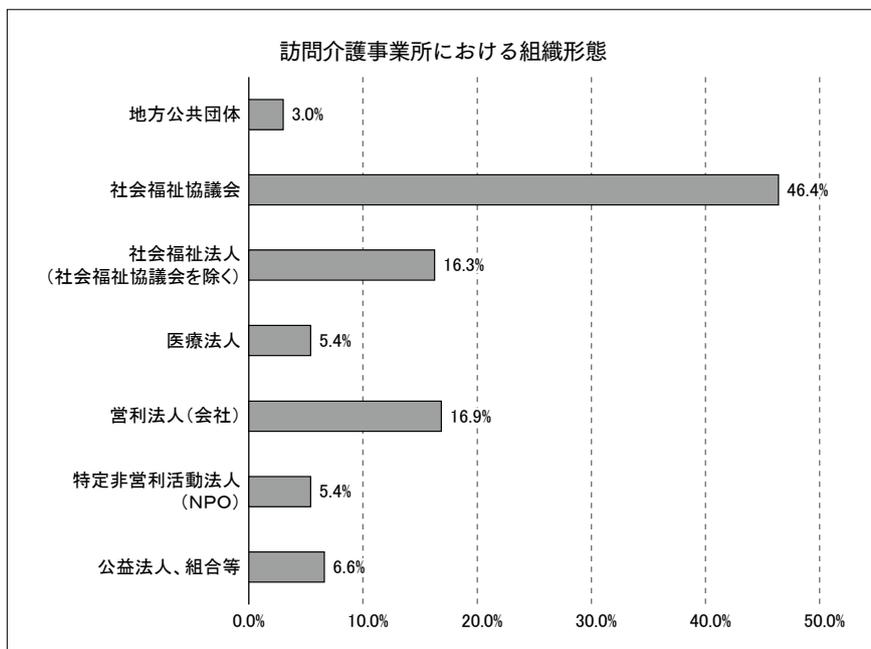


表1-1-① 訪問介護事業所における組織形態

(SA:事業所数)

事業所数	地方公共団体	一部事務組合・広域連合	社会福祉協議会	社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	医療法人	公益法人	農業協同組合及び連合会	消費生活協同組合及び連合会	営利法人（会社）	特定非営利活動法人(NPO)	企業組合	その他
n=166	5		77	27	9	2	3		28	9	2	4
	3.0%		46.4%	16.3%	5.4%	1.2%	1.8%		16.9%	5.4%	1.2%	2.4%

※その他の内容:「中小企業組合」、「一般財団法人」、「株式会社」

※(2) 以降については、「一部事務組合・広域連合」、「公益法人」、「農業協同組合及び連合会」、「消費生活協同組合及び連合会」、「企業組合」「その他」を合わせて「公益法人、組合等」で集計する。

図表1-1-② 訪問介護事業所における組織形態（統合）

(SA:事業所数)

事業所数	地方公共団体	社会福祉協議会	社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	医療法人	営利法人（会社）	特定非営利活動法人(NPO)	公益法人、組合等
n=166	5	77	27	9	28	9	11
	3.0%	46.4%	16.3%	5.4%	16.9%	5.4%	6.6%

(2) 1ヶ月の収支状況の変化について【問4(1)】

収支の変化については、12月を調査対象月としたため人件費の中に賞与及び処遇改善加算一時金が含まれていると推定される。それは過去の調査で、売上に対する人件費率が約65%であったものが、今回の調査では90%前後となっていることでも明らかである。その前提で平成29年と30年を比較すると、売上高は-4.7%の減少、事業活動収支差額は赤字から僅かな黒字に転換し減収増益となっている。常勤・非常勤の訪問介護員の人件費は-1.9%の減となっている。

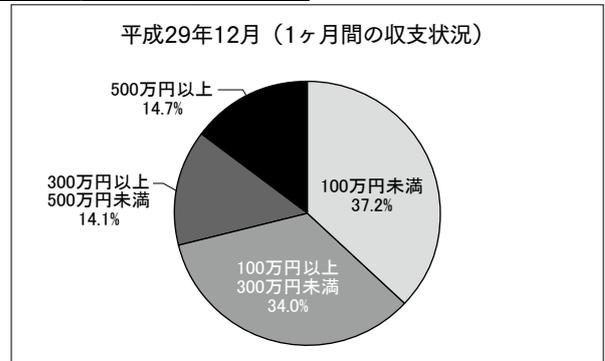
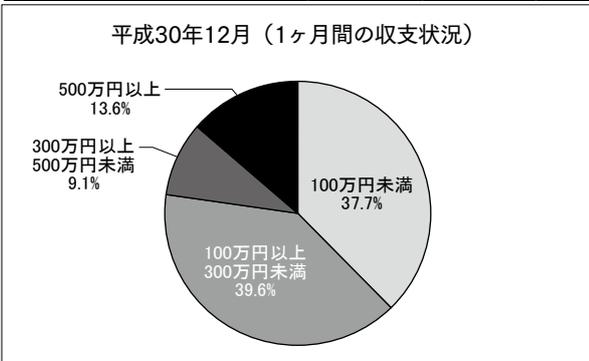
平成30年介護報酬改定はプラス0.55%改定であったが、売上減に歯止めがかかっていない。しかし、プラス改定は事業活動収支差額の改善に寄与していると推測される。

人件費の減少は、前回調査(平成27年度)に比べ1事業所あたりの非常勤職員数が11.4人から7.1人(図表2-1-①)に減少している事が影響していると推測される。深刻な人材不足がこの数値に表れており、売上減も人材難が要因と推測される。

売上の規模と組織形態の関連では、社会福祉協議会・地方公共団体・社会福祉法人・NPOが100万円未満の事業所の占める比率が高く、営利法人・医療法人・公益法人等が100万円以上の事業所の比率が高い。

図表1-2-① 平成29年12月(1ヶ月間)と平成30年12月(1ヶ月間)の収支状況

	平成29年 12月 (n=136)	平成30年 12月 (n=135)	増減率	(参考)平成27年度調査 (n=267)		
				平成26年 9月	平成27年 9月	増減率
売上高	434,308	413,772	-4.7%	935,981	927,995	-0.9%
平均金額	3,193	3,065		3,559	3,528	
事業活動収支差額	-9,713	185	1.9%	236,043	243,651	3.2%
平均金額	-71	1		898	926	
常勤・非常勤の訪問介護員の 人件費	385,932	378,706	-1.9%	605,420	608,231	0.5%
平均金額	2,838	2,805		2,302	2,313	



図表1-2-②

平成29年12月(1ヶ月間)と平成30年12月(1ヶ月間)の収支状況(事業規模別) (SA:事業所数)

	有効 回答数	100万円 未満	100万円以上~ 300万円未満	300万円以上~ 500万円未満	500万円 以上
平成29年 12月	n=156	58 37.2%	53 34.0%	22 14.1%	23 14.7%
平成30年 12月	n=154	58 37.7%	61 39.6%	14 9.1%	21 13.6%

図表1-2-③

平成30年12月(1ヶ月間)の売上高について(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	100万円 未満	100万円以上～ 300万円未満	300万円以上～ 500万円未満	500万円 以上
地方公共 団体	n=4	3 75.0%	1 25.0%		
社会福祉 協議会	n=73	36 49.3%	26 35.6%	8 11.0%	3 4.1%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=25	11 44.0%	9 36.0%	1 4.0%	4 16.0%
医療法人	n=8	2 25.0%	4 50.0%		2 25.0%
営利法人 (会社)	n=25	1 4.0%	13 52.0%	3 12.0%	8 32.0%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=8	4 50.0%	1 12.5%		3 37.5%
公益法人、 組合等	n=10	1 10.0%	7 70.0%	1 10.0%	1 10.0%
全体	n=153	58 37.9%	61 39.9%	13 8.5%	21 13.7%

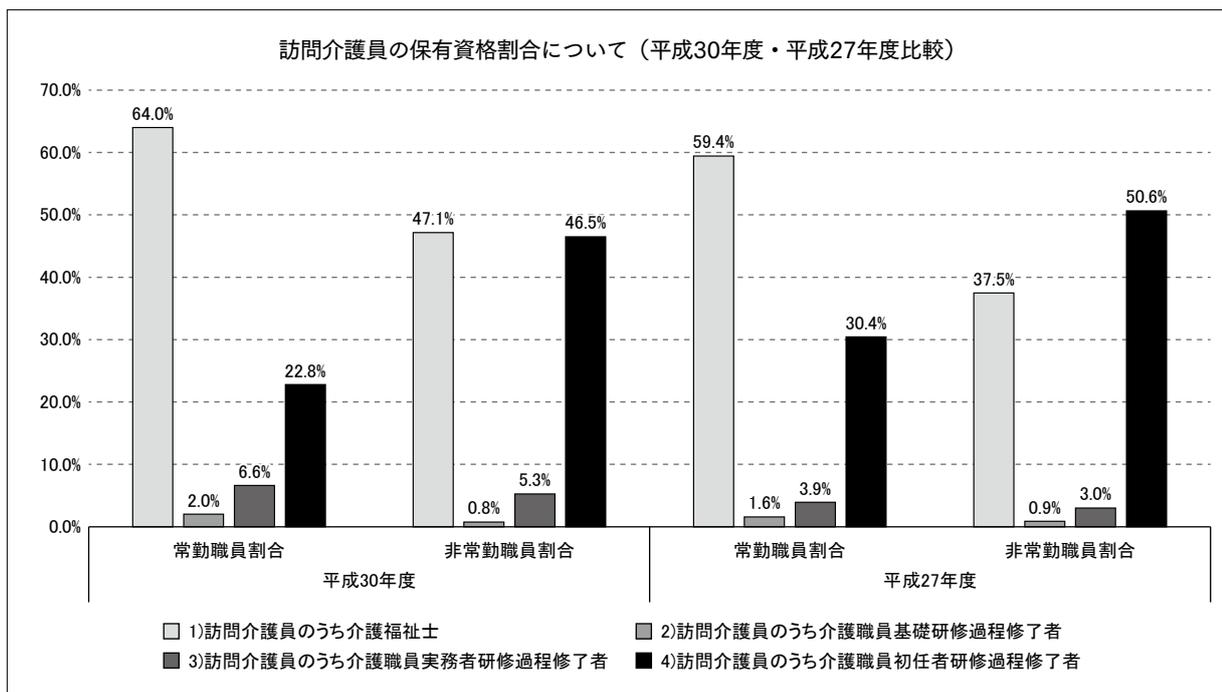
2. 職員数について(派遣職員は含めない)

(1) 訪問介護員、その他の職員の人数について【問2(1)】

訪問介護員の保有資格については、介護福祉士が常勤職員(専任・兼務)で64.0%(542人)、非常勤職員で47.1%(564人)と共に最も高い割合を占めている。次に初任者研修課程修了者が常勤職員で22.8%、非常勤職員で46.5%を占めている。介護福祉士の占める割合は常勤・非常勤ともに過去の調査に比べて増加している。

1) 訪問介護員、その他の職員の職員総数(保有資格数)について

図表2-1-① 訪問介護員、その他の職員の職員総数(保有資格数)について(平成31年1月1日時点)



(割合)

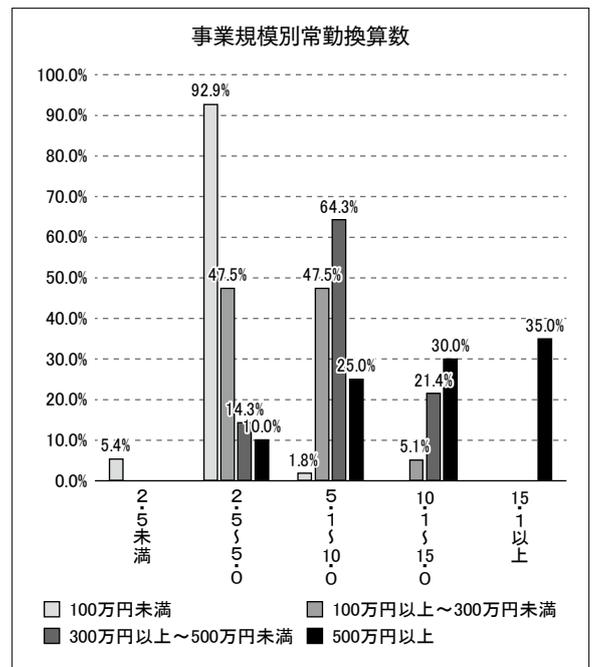
(人数)

(参考) 平成27年度調査

売上高	事業所数 有効回答数	資格	常勤職員		非常 勤職 員	常勤職員			非常勤 職員割合	常勤職員 専任・ 兼務合 算割合	常勤職員 専任・ 兼務合 算割合	非常勤 職員割合
			専任	兼務		専任 割合	兼務 割合	専任・ 兼務合算				
			平均人数									
100万円 未満	常勤専任 n=47 常勤兼務 n=32 非常勤 n=42	①訪問介護員	111	79	163							
		平均人数	2.4	2.5	3.9							
		1) ①のうち介護福祉士	73	39	82	65.8%	49.4%	58.9%	50.3%	55.0%	61.2%	26.2%
		2) ①のうち介護職員基礎研修過程修了者	7		5	6.3%		3.7%	3.1%	3.4%	1.5%	1.4%
		3) ①のうち介護職員実務者研修過程修了者	10	4	8	9.0%	5.1%	7.4%	4.9%	6.2%	9.2%	2.8%
		4) ①のうち介護職員初任者研修過程修了者	21	16	67	18.9%	20.3%	19.5%	41.1%	29.5%	33.0%	59.8%
		②その他の職員	3	10	3							
100万円 以上 ～ 300万円 未満	常勤専任 n=45 常勤兼務 n=32 非常勤 n=42	①訪問介護員	150	109	409							
		平均人数	3.3	3.4	9.7							
		1) ①のうち介護福祉士	104	85	159	69.3%	78.0%	73.0%	38.8%	52.1%	56.3%	34.5%
		2) ①のうち介護職員基礎研修過程修了者	4	2	2	2.7%	1.8%	2.3%	0.5%	1.2%	2.7%	0.4%
		3) ①のうち介護職員実務者研修過程修了者	12	5	29	8.0%	4.6%	6.6%	7.1%	6.9%	5.1%	3.1%
		4) ①のうち介護職員初任者研修過程修了者	25	12	215	16.7%	11.0%	14.3%	52.5%	37.7%	29.0%	52.6%
		②その他の職員	1	7	5							
300万円 以上 ～ 500万円 未満	常勤専任 n=13 常勤兼務 n=32 非常勤 n=42	①訪問介護員	62	27	155							
		平均人数	4.8	0.8	3.7							
		1) ①のうち介護福祉士	50	16	78	80.6%	59.3%	74.2%	50.3%	59.0%	65.0%	40.3%
		2) ①のうち介護職員基礎研修過程修了者									1.6%	0.5%
		3) ①のうち介護職員実務者研修過程修了者	3	5	16	4.8%	18.5%	9.0%	10.3%	9.8%	2.7%	4.7%
		4) ①のうち介護職員初任者研修過程修了者	9	6	62	14.5%	22.2%	16.9%	40.0%	31.6%	28.0%	48.1%
		②その他の職員	2	10	2							
500万円 以上	常勤専任 n=16 常勤兼務 n=32 非常勤 n=42	①訪問介護員	197	112	469							
		平均人数	12.3	3.5	11.2							
		1) ①のうち介護福祉士	100	75	245	50.8%	67.0%	56.6%	52.2%	54.0%	57.6%	41.5%
		2) ①のうち介護職員基礎研修過程修了者	4		2	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.8%	0.9%	1.2%
		3) ①のうち介護職員実務者研修過程修了者	13	4	10	6.6%	3.6%	5.5%	2.1%	3.5%	1.2%	2.1%
		4) ①のうち介護職員初任者研修過程修了者	73	31	212	37.1%	27.7%	33.7%	45.2%	40.6%	31.4%	47.8%
		②その他の職員	2	12	11							
全体	常勤専任 n=121 常勤兼務 n=128 非常勤 n=168	①訪問介護員	520	327	1,196							
		平均人数	4.3	2.6	7.1							
		1) ①のうち介護福祉士	327	215	564	62.9%	65.7%	64.0%	47.1%	54.1%	59.4%	37.5%
		2) ①のうち介護職員基礎研修過程修了者	15	2	9	2.9%	0.6%	2.0%	0.8%	1.3%	1.6%	0.9%
		3) ①のうち介護職員実務者研修過程修了者	38	18	63	7.3%	5.5%	6.6%	5.3%	5.8%	3.9%	3.0%
		4) ①のうち介護職員初任者研修過程修了者	128	65	556	24.6%	19.9%	22.8%	46.5%	36.7%	30.4%	50.6%
		②その他の職員	8	39	21							

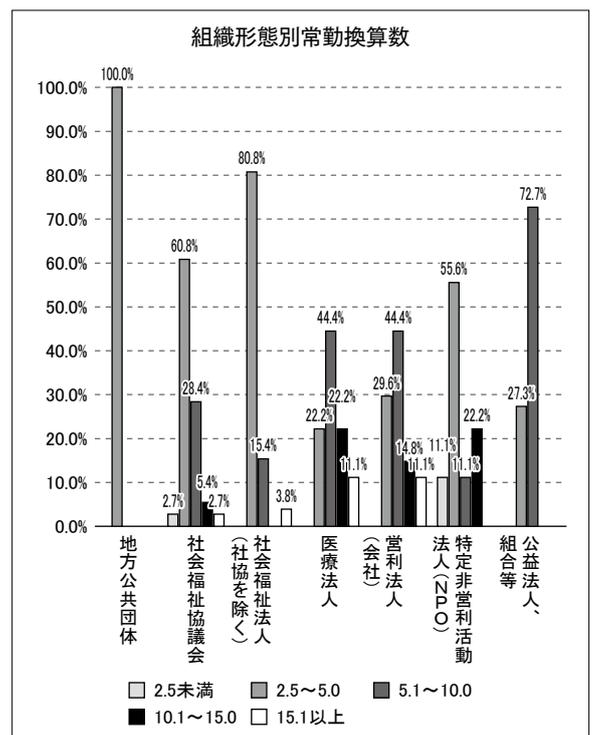
図表2-1-② 常勤換算数について（事業規模別）（SA:事業所数）

売上高	有効回答数	2.5未満	2.5~5.0	5.1~10.0	10.1~15.0	15.1以上
100万円未満	n=56	3 5.4%	52 92.9%	1 1.8%		
100万円以上~300万円未満	n=59		28 47.5%	28 47.5%	3 5.1%	
300万円以上~500万円未満	n=14		2 14.3%	9 64.3%	3 21.4%	
500万円以上	n=20		2 10.0%	5 25.0%	6 30.0%	7 35.0%
全体	n=149	3 2.0%	84 56.4%	43 28.9%	12 8.1%	7 4.7%



図表2-1-③ 常勤換算数について（組織形態別）（SA:事業所数）

組織形態	有効回答数	2.5未満	2.5~5.0	5.1~10.0	10.1~15.0	15.1以上
地方公共団体	n=5		5			
社会福祉協議会	n=74	2 2.7%	45 60.8%	21 28.4%	4 5.4%	2 2.7%
社会福祉法人（社協を除く）	n=26		21 80.8%	4 15.4%		1 3.8%
医療法人	n=9		2 22.2%	4 44.4%	2 22.2%	1 11.1%
営利法人（会社）	n=27		8 29.6%	12 44.4%	4 14.8%	3 11.1%
特定非営利活動法人(NPO)	n=9	1 11.1%	5 55.6%	1 11.1%	2 22.2%	
公益法人、組合等	n=11		3 27.3%	8 72.7%		
全体	n=161	3 1.9%	89 55.3%	50 31.1%	12 7.5%	7 4.3%



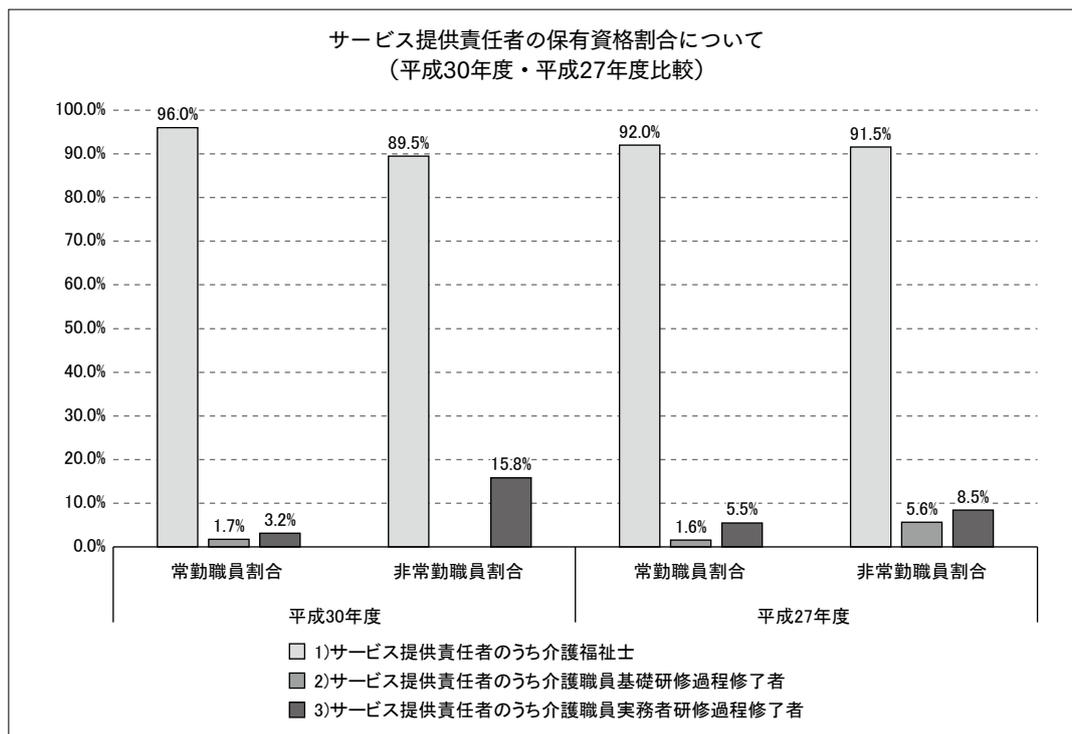
(2) サービス提供責任者の人数について【問2 (2)】

サービス提供責任者（常勤者）の資格は96.0%が介護福祉士となっており、ほぼ全てが介護福祉士と言っても過言ではない。その割合は前回調査（平成27年度）より高くなっており、サービス提供責任者の要件のハードルが高くなった2018年改定に現場で対応していると推測される。

また、サービス提供責任者は94.8%が常勤となっている。売上高別に見ると高くなるにつれて常勤の比重が増加している。事業所あたりの平均人数は常勤2.31人、非常勤0.61人となっている。売上高で500万円以上、地域別の札幌市で1事業所あたりの4人以上の常勤サービス提供責任者を配置している。

1) サービス提供責任者の総数（保有資格数）について

図表2-2-① サービス提供責任者の総数（保有資格数）について



売上高	事業所数	資格	(人数)			(参考) 平成27年度調査				
			常勤	非常勤	常勤割合	非常勤割合	常勤非常勤合算割合	常勤割合	非常勤割合	常勤非常勤合算割合
100万円未満	常勤 n=57 非常勤 n=7	③サービス提供責任者	72	5						
		平均人数	1.3	0.7						
		1) ③のうち介護福祉士	65	5	90.3%	100.0%	90.9%	88.6%	83.3%	88.2%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	3		4.2%		3.9%	2.0%	8.3%	2.5%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	4	1	5.6%	20.0%	6.5%	12.8%		11.8%
100万円以上 ～ 300万円未満	常勤 n=59 非常勤 n=17	③サービス提供責任者	132	11						
		平均人数	2.2	0.6						
		1) ③のうち介護福祉士	131	9	99.2%	81.8%	97.9%	87.9%	100.0%	88.8%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者						2.4%		2.2%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	4	2	3.0%	18.2%	4.2%	8.7%		8.1%
300万円以上 ～ 500万円未満	常勤 n=13 非常勤 n=3	③サービス提供責任者	45	1						
		平均人数	3.5	0.3						
		1) ③のうち介護福祉士	42	1	93.3%	100.0%	93.5%	94.0%	95.2%	94.1%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	1		2.2%		2.2%	2.2%		2.0%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	2		4.4%		4.3%	3.8%	4.8%	3.9%
500万円以上	常勤 n=21 非常勤 n=4	③サービス提供責任者	98	2						
		平均人数	4.7	0.5						
		1) ③のうち介護福祉士	95	2	96.9%	100.0%	97.0%	95.3%	86.4%	94.7%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	2		2.0%		2.0%	0.3%	13.6%	1.3%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	1		1.0%		1.0%	0.7%	22.7%	2.2%
全体	常勤 n=150 非常勤 n=31	③サービス提供責任者	347	19						
		平均人数	2.31	0.61						
		1) ③のうち介護福祉士	333	17	96.0%	89.5%	95.6%	92.0%	91.5%	92.0%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	6		1.7%		1.6%	1.6%	5.6%	1.9%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	11	3	3.2%	15.8%	3.8%	5.5%	8.5%	5.7%

図表2-2-② サービス提供責任者の総数（保有資格数）について（地区別）（人数）

地区	事業所数	資格	常勤	非常勤	常勤割合	非常勤割合	常勤非常勤 合算割合
札幌	常勤 n=12 非常勤 n=1	③サービス提供責任者	48	1			
		平均人数	4.0	1.0			
		1) ③のうち介護福祉士	47	1	97.9%	100.0%	98.0%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	1		2.1%		2.0%
石狩	常勤 n=10	③サービス提供責任者	29				
		平均人数	2.9				
		1) ③のうち介護福祉士	28		96.6%		96.6%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	1		3.4%		3.4%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者					
渡島	常勤 n=11 非常勤 n=2	③サービス提供責任者	21	3			
		平均人数	1.9	1.5			
		1) ③のうち介護福祉士	21	2	100.0%	66.7%	95.8%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	1	1	4.8%	33.3%	8.3%
桜山	常勤 n=6	③サービス提供責任者	12				
		平均人数	2.0				
		1) ③のうち介護福祉士	10		83.3%		83.3%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	2		16.7%		16.7%
後志	常勤 n=13 非常勤 n=2	③サービス提供責任者	28	2			
		平均人数	2.1	1.0			
		1) ③のうち介護福祉士	26	2	92.9%	100.0%	93.3%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	2		7.1%		6.7%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者					
空知	常勤 n=15 非常勤 n=2	③サービス提供責任者	35	2			
		平均人数	2.3	1.0			
		1) ③のうち介護福祉士	33	2	94.3%	100.0%	94.6%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	1		2.9%		2.7%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	1		2.9%		2.7%
上川	常勤 n=13 非常勤 n=2	③サービス提供責任者	27	1			
		平均人数	2.0	0.5			
		1) ③のうち介護福祉士	25		92.6%		89.3%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	1		3.7%		3.6%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	1	1	3.7%	100.0%	7.1%
留萌	常勤 n=6 非常勤 n=1	③サービス提供責任者	14	1			
		平均人数	2.3	1.0			
		1) ③のうち介護福祉士	12	1	85.7%	100.0%	86.7%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	2		14.3%		13.3%

(人数)

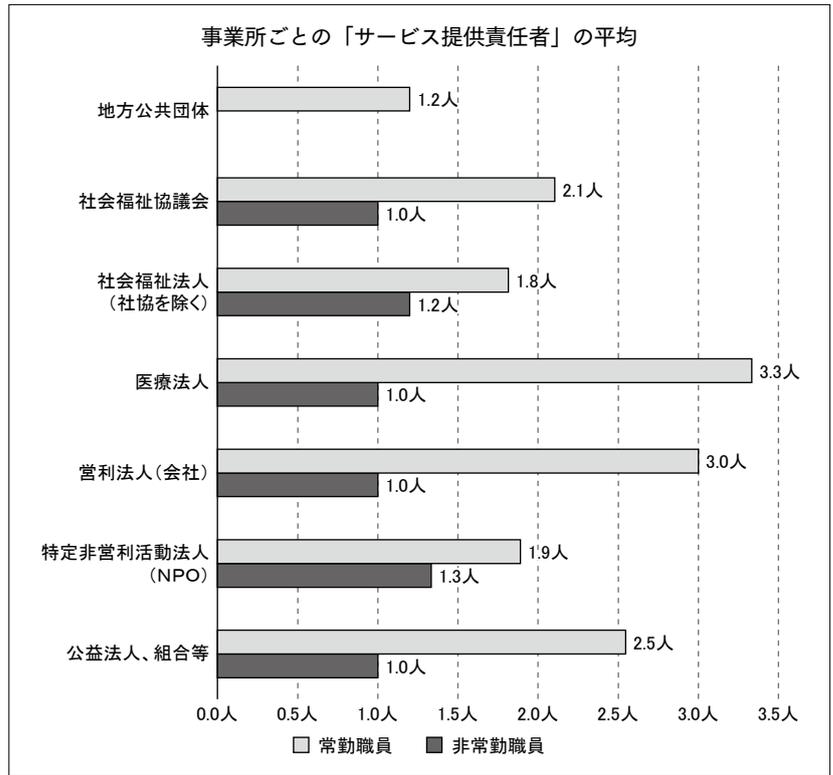
地区	事業所数	資格	常勤	非常勤	常勤割合	非常勤割合	常勤非常勤合算割合
宗谷	常勤 n=8	③サービス提供責任者	12				
		平均人数	1.5				
		1) ③のうち介護福祉士	12		100.0%		100.0%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
網走	常勤 n=16 非常勤 n=3	③サービス提供責任者	32	1			
		平均人数	2.0	0.3			
		1) ③のうち介護福祉士	32	1	100.0%	100.0%	100.0%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
胆振	常勤 n=15 非常勤 n=6	③サービス提供責任者	33	5			
		平均人数	2.2	0.8			
		1) ③のうち介護福祉士	32	5	97.0%	100.0%	97.4%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
日高	常勤 n=8 非常勤 n=1	③サービス提供責任者	13	1			
		平均人数	1.6	1.0			
		1) ③のうち介護福祉士	12	1	92.3%	100.0%	92.9%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
十勝	常勤 n=9 非常勤 n=3	③サービス提供責任者	21	2			
		平均人数	2.3	0.6			
		1) ③のうち介護福祉士	20	2	95.2%	100.0%	95.7%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
釧路	常勤 n=10 非常勤 n=2	③サービス提供責任者	27	1			
		平均人数	2.7	0.5			
		1) ③のうち介護福祉士	26	1	96.3%	100.0%	96.4%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	1		3.7%		3.6%
根室	常勤 n=8 非常勤 n=1	③サービス提供責任者	17	1			
		平均人数	2.4	1.0			
		1) ③のうち介護福祉士	17	1	100.0%	100.0%	100.0%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者					
全体	常勤 n=160 非常勤 n=26	③サービス提供責任者	369	21			
		平均人数	2.31	0.81			
		1) ③のうち介護福祉士	353	19	95.7%	90.5%	95.4%
		2) ③のうち介護職員基礎研修過程修了者	6		1.6%		1.5%
		3) ③のうち介護職員実務者研修過程修了者	12	2	3.3%	9.5%	3.6%

2) 事業所ごとの「サービス提供責任者」の人数について

図表2-2-③ 事業所ごとの「サービス提供責任者」の人数について（組織形態別）

(人数)

組織形態	事業所数	雇用形態	
		常勤職員	非常勤職員
地方公共団体	常勤 n=5 平均	6	
		1.2	
社会福祉協議会	常勤 n=77 非常勤 n=3 平均	162	3
		2.1	1.0
社会福祉法人 (社協を除く)	常勤 n=27 非常勤 n=5 平均	49	6
		1.8	1.2
医療法人	常勤 n=9 非常勤 n=1 平均	30	1
		3.3	1.0
営利法人 (会社)	常勤 n=28 非常勤 n=4 平均	84	4
		3.0	1.0
特定非営利活動法人(NPO)	常勤 n=9 非常勤 n=3 平均	17	4
		1.9	1.3
公益法人、 組合等	常勤 n=11 非常勤 n=3 平均	28	3
		2.5	1.0
全体	常勤 n=166 非常勤 n=19 平均	376	21
		2.3	1.1



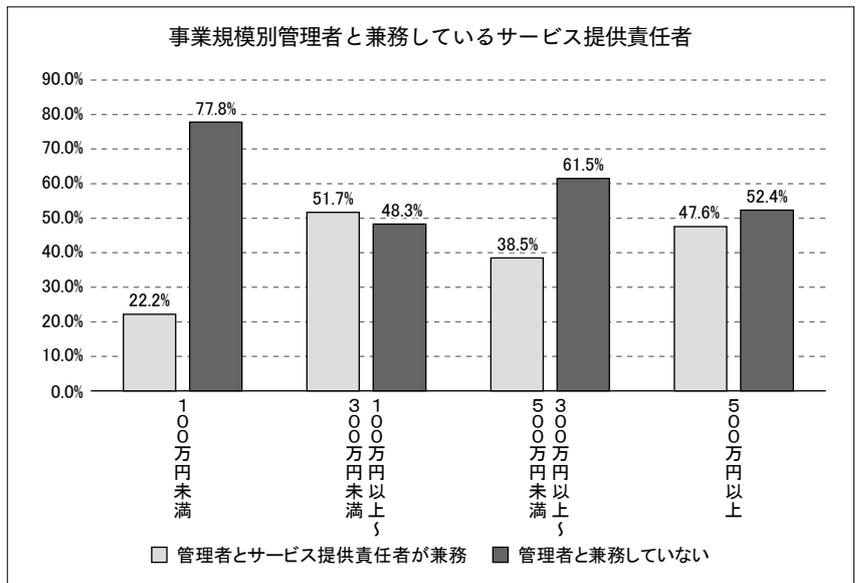
(3) 管理者と兼務しているサービス提供責任者について【問2(3)】

管理者とサービス提供責任者が兼務している事業所は58ヶ所(39.2%)。売上が100万円未満の小規模事業所では兼務が22.2%、500万円以上の事業所では47.6%が兼務となっている。

図表2-3 管理者と兼務しているサービス提供責任者（事業規模別）

(SA: 事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	管理者とサービス提供責任者が兼務	管理者と兼務していない
100万円未満	n=54	22.2%	77.8%
100万円以上~ 300万円未満	n=60	51.7%	48.3%
300万円以上~ 500万円未満	n=13	38.5%	61.5%
500万円以上	n=21	47.6%	52.4%
全体	n=148	39.2%	60.8%



3. 訪問介護員の賃金について

(1) 雇用形態別における1ヶ月の実賃金（税・保険料の控除前）について【問3（1）】

サービス提供責任者の実賃金では「20万円以上～25万円未満」が68事業所（45.0%）で最多となっており、次いで「15万円以上～20万円未満」で42ヶ所（27.8%）で、この2つの範囲で72.8%を占めている。また、「25万円以上～」も合わせて35ヶ所（23.1%）となっている。

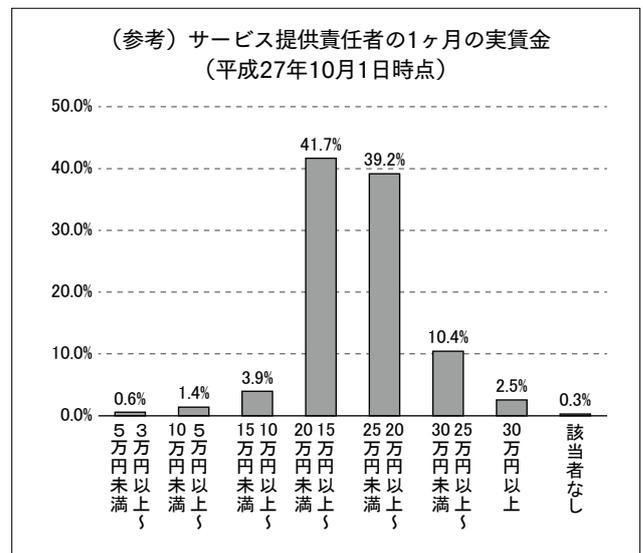
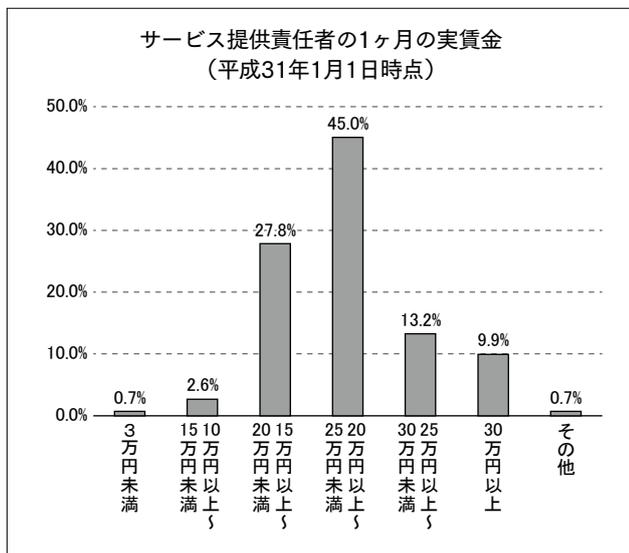
上記は前回調査（平成27年度）と比較して増加している。また、常勤・非常勤の訪問介護員も同様に増加している。

1) サービス提供責任者について

図表3-1-① サービス提供責任者の1ヶ月の実賃金（平成31年1月1日時点）（事業規模別）

(MA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	3万円 未満	3万円以上～ 5万円未満	5万円以上～ 10万円未満	10万円以上～ 15万円未満	15万円以上～ 20万円未満	20万円以上～ 25万円未満	25万円以上～ 30万円未満	30万円 以上	その他	該当者 なし
100万円 未満	n=57				4 7.0%	20 35.1%	19 33.3%	8 14.0%	6 10.5%		
100万円以上～ 300万円未満	n=60	1 1.7%				17 28.3%	31 51.7%	8 13.3%	3 5.0%		
300万円以上～ 500万円未満	n=14					3 21.4%	7 50.0%	1 7.1%	3 21.4%		
500万円 以上	n=20					2 10.0%	11 55.0%	3 15.0%	3 15.0%	1 5.0%	
全体	n=151	1 0.7%			4 2.6%	42 27.8%	68 45.0%	20 13.2%	15 9.9%	1 0.7%	



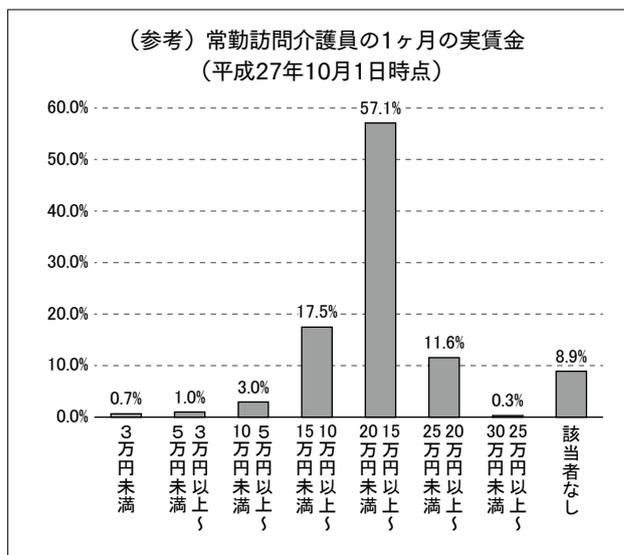
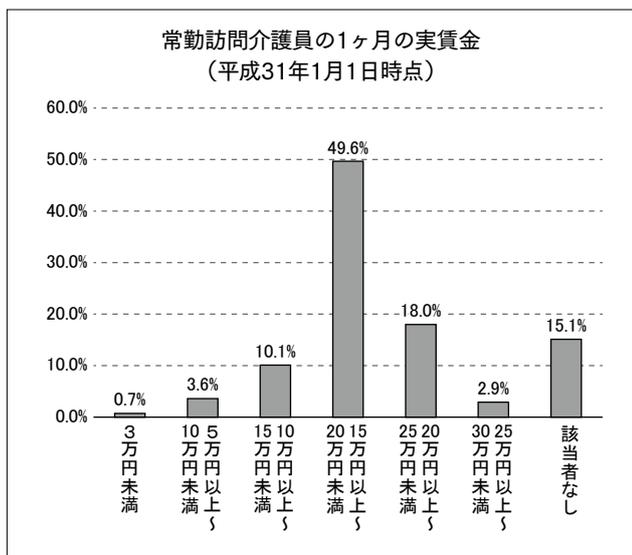
常勤訪問介護員の実賃金では「15万円以上～20万円未満」が69ヶ所（49.6%）と半数を占めている。「15万円未満」が計20ヶ所（14.4%）、「20万円以上～」が計29ヶ所（20.9%）となっている。

2) 常勤訪問介護員（サービス提供責任者は除く）について

図表3-1-② 常勤訪問介護員の1ヶ月の実賃金（平成31年1月1日時点）（事業規模別）

(MA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	3万円 未満	3万円以上～ 5万円未満	5万円以上～ 10万円未満	10万円以上～ 15万円未満	15万円以上～ 20万円未満	20万円以上～ 25万円未満	25万円以上～ 30万円未満	30万円 以上	その他	該当者 なし
100万円 未満	n=50			2 4.0%	5 10.0%	29 58.0%	9 18.0%	2 4.0%			3 6.0%
100万円以上～ 300万円未満	n=56	1 1.8%		1 1.8%	8 14.3%	25 44.6%	11 19.6%				10 17.9%
300万円以上～ 500万円未満	n=14			1 7.1%		6 42.9%	2 14.3%	1 7.1%			4 28.6%
500万円 以上	n=19			1 5.3%	1 5.3%	9 47.4%	3 15.8%	1 5.3%			4 21.1%
全体	n=139	1 0.7%		5 3.6%	14 10.1%	69 49.6%	25 18.0%	4 2.9%			21 15.1%



(2) 非常勤訪問介護員（パート、登録等）の時給について【問3（2）】

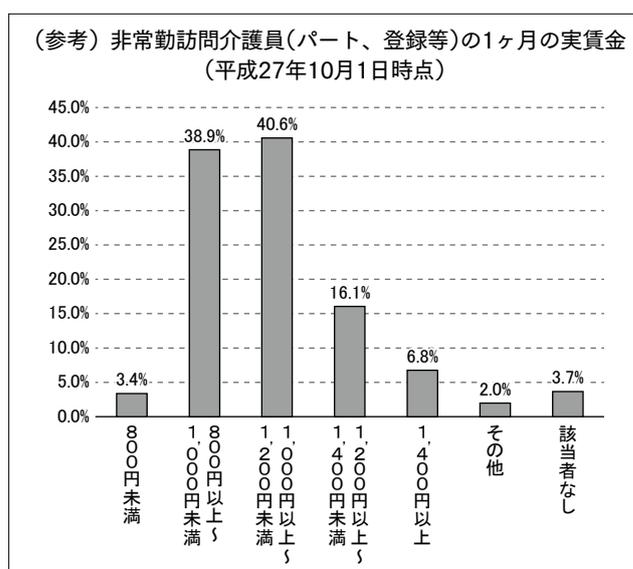
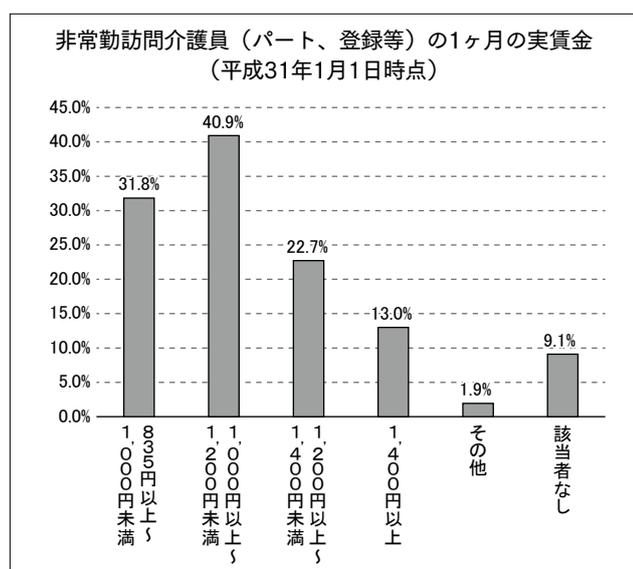
非常勤訪問介護員の時給は、「1,000円以上～1,200円未満」が63事業所（40.9%）、「835円以上～1,000円未満」が49事業所（31.8%）、「1,200円以上～1,400円未満」が35事業所（22.7%）と続いている。

図表3-2 非常勤訪問介護員（パート、登録等）の1ヶ月の実賃金（平成31年1月1日時点）

（事業規模別）

（MA:事業所数）

売上高	事業所数 有効回答数	835円 未満	835円以上～ 1,000円未満	1,000円以上～ 1,200円未満	1,200円以上～ 1,400円未満	1,400円 以上	その他	該当者 なし
100万円 未満	n=58		20 34.5%	20 34.5%	5 8.6%	2 3.4%	2 3.4%	9 15.5%
100万円以上～ 300万円未満	n=61		16 26.2%	29 47.5%	15 24.6%	10 16.4%		4 6.6%
300万円以上～ 500万円未満	n=14		3 21.4%	4 28.6%	9 64.3%	3 21.4%		1 7.1%
500万円 以上	n=21		10 47.6%	10 47.6%	6 28.6%	5 23.8%	1 4.8%	
全体	n=154		49 31.8%	63 40.9%	35 22.7%	20 13.0%	3 1.9%	14 9.1%



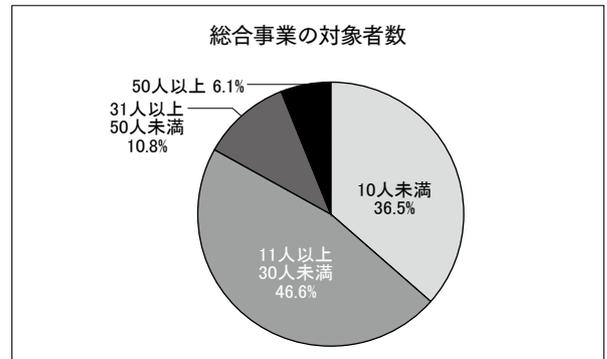
4. 総合事業の収支状況について

(1) 総合事業の収支状況について【問4(2)】

総合事業の対象者数は11人以上30人未満が69ヶ所（46.6%）で最も高く、次いで10人未満が54ヶ所（36.5%）、31人以上50人未満が16ヶ所（10.8%）、50人以上が9ヶ所（6.1%）となっている。売上高は137ヶ所（93.8%）が100万円未満となっており売上確保が困難なことが見て取れる。対象者が50人が売上100万円を超える分岐点となっている。事業として成立させるための原資を確保するためには相当の努力が必要と推測される。

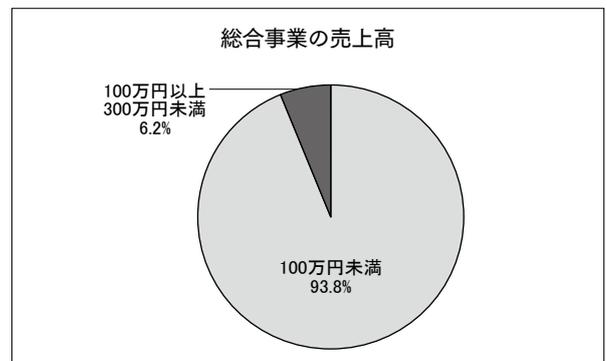
図表4-1-① 総合事業の対象者数について (SA:事業所数)

	有効 回答数	10人未満	11人以上 30人未満	31人以上 50人未満	50人以上
平成30年 12月	n=148	54 36.5%	69 46.6%	16 10.8%	9 6.1%



図表4-1-② 総合事業の売上高について (SA:事業所数)

	有効 回答数	100万円 未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円 以上
平成30年 12月	n=146	137 93.8%	9 6.2%		



図表4-1-③ 総合事業の対象者数について

(事業規模別)

(SA:事業所数)

売上高	有効 回答数	10人未満	11人以上 30人未満	31人以上 50人未満	50人以上
100万円 未満	n=137	52 38.0%	69 50.4%	16 11.7%	
100万円以上~ 300万円未満	n=9				9
300万円以上~ 500万円未満					
500万円 以上					
全体	n=146	53 36.1%	69 46.9%	16 10.9%	9 6.1%

本調査で総合事業は札幌市及び14振興局で万遍なく取り組まれており地域格差は見受けられない。規模の大小も同様に地域の偏在はなかった。

図表4-1-④ 総合事業の対象者数について

(地区別)

(SA:事業所数)

地区	有効回答数	10人未満	11人以上 30人未満	31人以上 50人未満	50人以上
札幌	n=11	5 45.5%	3 27.3%	2 18.2%	1 9.1%
石狩	n=8	4 50.0%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%
渡島	n=11	3 27.3%	5 45.5%	2 18.2%	1 9.1%
桧山	n=6	2 33.3%	4 66.7%		
後志	n=12	5 41.7%	6 50.0%		1 8.3%
空知	n=15	8 53.3%	2 13.3%	3 20.0%	2 13.3%
上川	n=11	3 27.3%	7 63.6%	1 9.1%	
留萌	n=6	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	
宗谷	n=7	6 85.7%	1 14.3%		
網走	n=14	2 14.3%	10 71.4%	1 7.1%	1 7.1%
胆振	n=11		8 72.7%	2 18.2%	1 9.1%
日高	n=8	2 25.0%	5 62.5%	1 12.5%	
十勝	n=11	4 36.4%	7 63.6%		
釧路	n=9	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	
根室	n=8	4 50.0%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%
全体	n=148	54 36.5%	69 46.6%	16 10.8%	9 6.1%

図表4-1-⑤ 総合事業の売上高について

(地区別)

(SA:事業所数)

地区	有効回答数	100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上
札幌	n=11	10 90.9%	1 9.1%		
石狩	n=8	7 87.5%	1 12.5%		
渡島	n=11	10 90.9%	1 9.1%		
桧山	n=6	6			
後志	n=11	10 90.9%	1 9.1%		
空知	n=15	13 86.7%	2 13.3%		
上川	n=11	11			
留萌	n=6	6			
宗谷	n=7	7			
網走	n=14	13 92.9%	1 7.1%		
胆振	n=11	10 90.9%	1 9.1%		
日高	n=8	8			
十勝	n=10	10			
釧路	n=9	9			
根室	n=8	7 87.5%	1 12.5%		
全体	n=146	137 93.8%	9 6.2%		

II. 総合事業の提供状況について

《関連用語等説明》

ア 現行相当

専門的なサービスを必要とする人に提供される、訪問介護員による身体介護及び生活援助。運営基準は、予防給付を基準とされる。実施方法は事業者指定。

イ A型【基準緩和】

必ずしも専門性を必要としない生活援助サービス。従事者の要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は市町村が定める一定の研修受講者。実施方法は事業者指定又は委託。

ウ 総合事業に関わるサービス提供責任者の人数について

現行の訪問介護相当サービスについては、予防給付の基準によるサービス提供責任者の員数が必要。
 (常勤の訪問介護員のうち、利用者数40人に対して1名以上)
 訪問型サービスAは、介護給付と一体的に行う場合要介護者で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(市町村の判断)

エ 事業指定形式

指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)を満たした上で申請し、審査を経て指定を受ける事で事業を実施する。

オ 委託形式

市町村から社会福祉協議会や民間企業等に事業や事務をゆだねて実施すること。委託費の支払いがある。
 例) 役場運営の地域包括支援センターから民間企業に事業を委託する。

カ 包括報酬

月当たりの定額報酬。

キ 出来高払い

利用一回ごとの報酬。

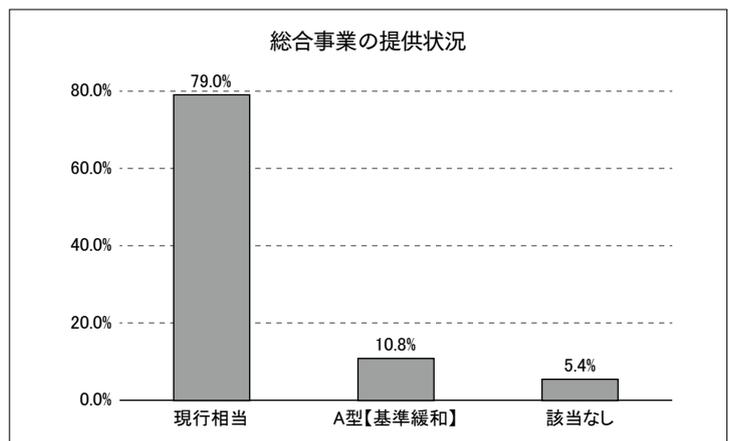
5. 総合事業の提供状況について【問5】

(1) 総合事業の提供状況について

回答事業所のうち、現行相当サービスを提供している事業所が79.0%に対し、A型サービスは10.8%に留まっている。総合事業全体としての事業規模別提供状況では、300万未満の中小規模事業所が8割近くを占めている。

図表4 総合事業の提供状況について
 (複数回答) (MA:事業所数)

事業所数	現行相当	A型【基準緩和】	該当なし
n=167	132 79.0%	18 10.8%	9 5.4%



図表4-1-① 総合事業の提供状況
(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数 有効回答数	現行相当	A型 【基準緩和】	該当なし
札幌	n=12	8 66.7%	1 8.3%	2 16.7%
石狩	n=10	9 90.0%		
渡島	n=12	11 91.7%	1 8.3%	
桧山	n=6	5 83.3%	1 16.7%	
後志	n=14	11 78.6%	1 7.1%	
空知	n=17	13 76.5%	2 11.8%	3 17.6%
上川	n=14	11 78.6%		1 7.1%
留萌	n=6	5 83.3%		
宗谷	n=8	6 75.0%	1 12.5%	1 12.5%
網走	n=16	13 81.3%	1 6.3%	
胆振	n=15	13 86.7%	1 6.7%	1 6.7%
日高	n=8	4 50.0%	4 50.0%	
十勝	n=11	11 100.0%	1 9.1%	
釧路	n=10	6 60.0%	3 30.0%	1 10.0%
根室	n=8	6 75.0%	1 12.5%	
全体	n=167	132 79.0%	18 10.8%	9 5.4%

図表4-1-② 総合事業の提供状況
(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	現行相当	A型 【基準緩和】	該当なし
地方公共 団体	n=5	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%
社会福祉 協議会	n=77	67 87.0%	8 10.4%	3 3.9%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=27	21 77.8%	4 14.8%	
医療法人	n=9	5 55.6%	1 11.1%	1 11.1%
営利法人 (会社)	n=28	21 75.0%	1 3.6%	2 7.1%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=9	6 66.7%		2 22.2%
公益法人、 組合等	n=11	9 81.8%	3 27.3%	
全体	n=166	131 78.9%	18 10.8%	9 5.4%

図表4-1-③ 総合事業の提供状況
(事業規模別)

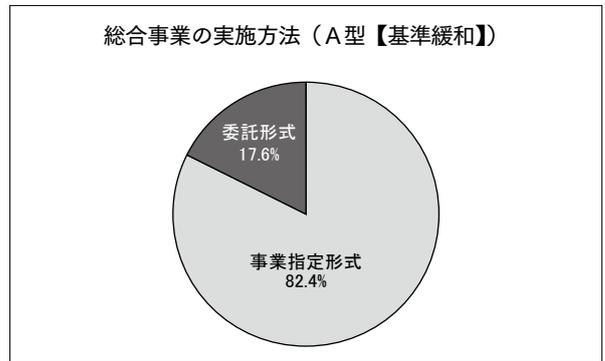
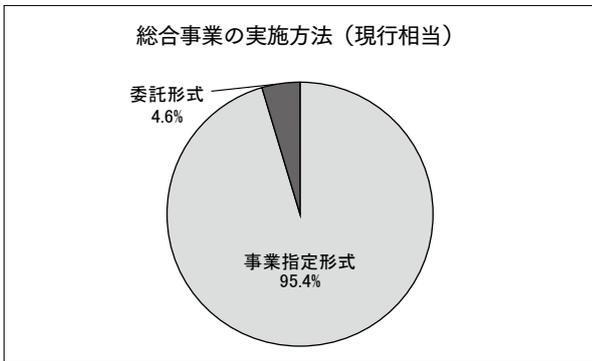
(MA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	現行相当	A型 【基準緩和】	該当なし
100万円 未満	n=58	47 81.0%	6 10.3%	2 3.4%
100万円以上~ 300万円未満	n=61	48 78.7%	8 13.1%	4 6.6%
300万円以上~ 500万円未満	n=14	13 92.9%	2 14.3%	
500万円 以上	n=21	15 71.4%	1 4.8%	2 9.5%
全体	n=154	123 79.9%	17 11.0%	8 5.2%

(2) 総合事業の実施方法について【問6・問9】

現行相当の95.4%が事業指定形式で実施されており、予防事業を引き続き事業展開している。

A型は17.6%で委託形式を取っており、報酬単価の低さや担い手不足等から事業指定を受ける事業所は少ないことが推察される。



【現行相当の場合】

図表4-2-① 総合事業の実施方法について
(組織形態別) (SA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	事業指定 形式	委託形式
地方公共 団体	n=2	2	
社会福祉 協議会	n=67	63 94.0%	4 6.0%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=20	20	
医療法人	n=5	5	
営利法人 (会社)	n=21	21	
特定非営利活 動法人(NPO)	n=6	5 83.3%	1 16.7%
公益法人、 組合等	n=9	8 88.9%	1 11.1%
全体	n=130	124 95.4%	6 4.6%

【A型（基準緩和）の場合】

図表4-2-④ 総合事業の実施方法について
(組織形態別) (SA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	事業指定 形式	委託形式
地方公共 団体	n=1	1	
社会福祉 協議会	n=8	6 75.0%	2 25.0%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=3	3	
医療法人	n=1	1	
営利法人 (会社)	n=1		1
特定非営利活 動法人(NPO)			
公益法人、 組合等	n=3	3	
全体	n=17	14 82.4%	3 17.6%

【現行相当の場合】

図表4-2-② 総合事業の実施方法について
(事業規模別) (SA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	事業指定 形式	委託形式
100万円 未満	n=47	44 93.6%	3 6.4%
100万円以上～ 300万円未満	n=47	45 95.7%	2 4.3%
300万円以上～ 500万円未満	n=13	13	
500万円 以上	n=15	14 93.3%	1 6.7%
全体	n=122	116 95.1%	6 4.9%

【現行相当の場合】

図表4-2-③ 総合事業の実施方法について
(地区別) (SA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	事業指定 形式	委託形式
札幌	n=8	8	
石狩	n=9	8	1
渡島	n=11	11	
桧山	n=5	5	
後志	n=11	11	
空知	n=13	12	1
上川	n=11	10	1
留萌	n=5	5	
宗谷	n=6	6	
網走	n=13	12	1
胆振	n=13	12	1
日高	n=4	3	1
十勝	n=10	10	
釧路	n=6	6	
根室	n=6	6	
全体	n=131	125 95.4%	6 4.6%

【A型(基準緩和)の場合】

図表4-2-⑤ 総合事業の実施方法について
(事業規模別) (SA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	事業指定 形式	委託形式
100万円 未満	n=5	3 60.0%	2 40.0%
100万円以上～ 300万円未満	n=8	8	
300万円以上～ 500万円未満	n=2	2	
500万円 以上	n=1		1
全体	n=16	13 81.3%	3 18.8%

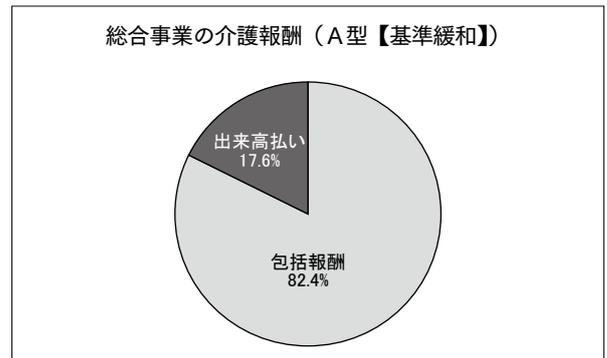
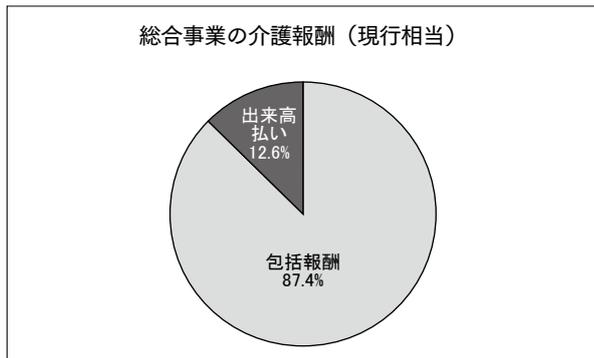
【A型(基準緩和)の場合】

図表4-2-⑥ 総合事業の実施方法について
(地区別) (SA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	事業指定 形式	委託形式
札幌			
石狩			
渡島	n=1	1	
桧山	n=1	1	
後志	n=1	1	
空知	n=2	1	1
上川			
留萌			
宗谷	n=1	1	
網走	n=1	1	
胆振	n=1	1	
日高	n=4	3	1
十勝	n=1	1	
釧路	n=3	3	
根室	n=1		1
全体	n=17	14 82.4%	3 17.6%

(3) 総合事業の介護報酬について【問7・問10】

包括報酬の割合が圧倒的に高く、現行相当は87.4%で、A型は82.4%が包括報酬で提供されており、予防事業での包括報酬が定着している。A型の方が、若干出来高払いの割合が多い。



【現行相当の場合】

図表4-3-① 総合事業の介護報酬について
(組織形態別) (SA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	包括報酬	出来高払い
地方公共 団体	n=2	2	
社会福祉 協議会	n=62	54 87.1%	8 12.9%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=17	15 88.2%	2 11.8%
医療法人	n=5	3 60.0%	2 40.0%
営利法人 (会社)	n=19	17 89.5%	2 10.5%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=6	6	
公益法人、 組合等	n=8	7 87.5%	1 12.5%
全体	n=119	104 87.4%	15 12.6%

【A型（基準緩和）の場合】

図表4-3-④ 総合事業の介護報酬について
(組織形態別) (SA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	包括報酬	出来高払い
地方公共 団体	n=1	1	
社会福祉 協議会	n=8	6 75.0%	2 25.0%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=3	3	
医療法人	n=1	1	
営利法人 (会社)	n=1	1	
特定非営利活 動法人(NPO)			
公益法人、 組合等	n=3	2 66.7%	1 33.3%
全体	n=17	14 82.4%	3 17.6%

【現行相当の場合】

図表4-3-② 総合事業の介護報酬について
(事業規模別) (SA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	包括報酬	出来高払い
100万円 未満	n=45	40 88.9%	5 11.1%
100万円以上～ 300万円未満	n=41	34 82.9%	7 17.1%
300万円以上～ 500万円未満	n=13	12 92.3%	1 7.7%
500万円 以上	n=14	13 92.9%	1 7.1%
全体	n=113	99 87.6%	14 12.4%

【現行相当の場合】

図表4-3-③ 総合事業の介護報酬について
(地区別) (SA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	包括報酬	出来高払い
札幌	n=6	3	3
石狩	n=9	9	
渡島	n=10	7	3
桧山	n=5	5	
後志	n=11	10	1
空知	n=13	10	3
上川	n=11	9	2
留萌	n=5	5	
宗谷	n=6	4	2
網走	n=9	8	1
胆振	n=10	10	
日高	n=4	4	
十勝	n=10	10	
釧路	n=6	6	
根室	n=5	5	
全体	n=120	105 87.5%	15 12.5%

【A型(基準緩和)の場合】

図表4-3-⑤ 総合事業の介護報酬について
(事業規模別) (SA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	包括報酬	出来高払い
100万円 未満	n=5	5	
100万円以上～ 300万円未満	n=8	6 75.0%	2 25.0%
300万円以上～ 500万円未満	n=2	1	1
500万円 以上	n=1	1	
全体	n=16	13 81.3%	3 18.8%

【A型(基準緩和)の場合】

図表4-3-⑥ 総合事業の介護報酬について
(地区別) (SA:事業所数)

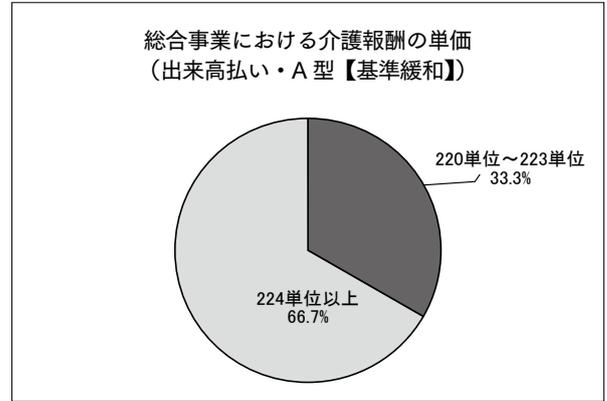
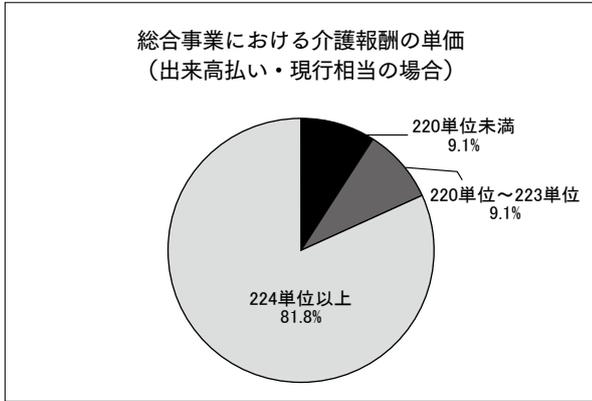
地区別	事業所数 有効回答数	包括報酬	出来高払い
札幌			
石狩			
渡島	n=1		1
桧山	n=1	1	
後志	n=1	1	
空知	n=2	1	1
上川			
留萌			
宗谷	n=1	1	
網走	n=1	1	
胆振	n=1		1
日高	n=4	4	
十勝	n=1	1	
釧路	n=3	3	
根室	n=1	1	
全体	n=17	14 82.4%	3 17.6%

(4) 総合事業における介護報酬の単価について【問8・問11】(複数回答)

出来高払いの一回当たりの報酬は、224単位以上が現行相当・A型共に割合が高く、介護保険の生活援助45分以上の単価をベースにしているところが多い。しかし、現行相当でも220単位以下地域もあり、身体介護のニーズにも生活援助以下の安価な単価で提供している。

包括報酬の場合は、現行相当の68.9%・A型の50%で1168単位で予防給付の単価を継続している。

A型は、1000単位以下の所もあれば、1169単位以上の所もあり、単価設定にばらつきがある。



【現行相当の場合】

1) 出来高払いの場合【問8(1)】

図表4-4-1 総合事業における介護報酬の単価について (地区別) (MA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	220単位 未満	220単位～ 223単位	224単位 以上
札幌	n=1			1
石狩				
渡島	n=2			2
桧山				
後志	n=1			1
空知	n=3			3
上川	n=1			1
留萌				
宗谷	n=2	1		1
網走	n=1		1	
胆振				
日高				
十勝				
釧路				
根室				
全体	n=11	1 9.1%	1 9.1%	9 81.8%

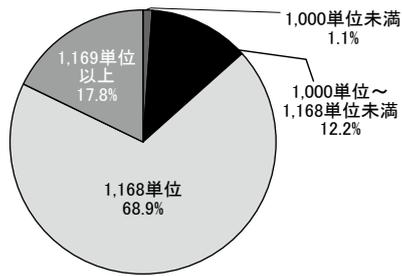
【A型(基準緩和)の場合】

1) 出来高払いの場合【問11(1)】

図表4-4-3 総合事業における介護報酬の単価について (地区別) (MA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	220単位 未満	220単位～ 223単位	224単位 以上
札幌				
石狩				
渡島	n=1			1
桧山				
後志				
空知	n=1			1
上川				
留萌				
宗谷				
網走				
胆振	n=1		1	
日高				
十勝				
釧路				
根室				
全体	n=3		1 33.3%	2 66.7%

総合事業における介護報酬の単価
(包括報酬・現行相当の場合)



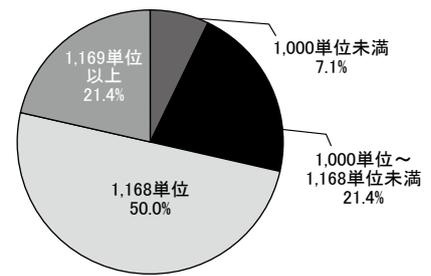
【現行相当の場合】

2) 包括報酬の場合【問8(2)】

図表4-4-2 総合事業における介護報酬の単価について
(地区別) (MA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	1,000 単位未満	1,000単位～ 1,168単位未満	1,168 単位	1,169 単位以上
札幌	n=3		1	2	
石狩	n=6	1	1	3	1
渡島	n=7		1	6	
桧山	n=5			3	2
後志	n=7		1	5	1
空知	n=9		2	6	1
上川	n=8		1	5	2
留萌	n=4			4	
宗谷	n=4		1	2	1
網走	n=6			5	1
胆振	n=10		1	8	1
日高	n=3		1	1	1
十勝	n=8		1	6	1
釧路	n=6			3	3
根室	n=4			3	1
全体	n=90	1 1.1%	11 12.2%	62 68.9%	16 17.8%

総合事業における介護報酬の単価
(包括報酬・A型【基準緩和】)



【A型(基準緩和)の場合】

2) 包括報酬の場合【問11(2)】

図表4-4-4 総合事業における介護報酬の単価について
(地区別) (MA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	1,000 単位未満	1,000単位～ 1,168単位未満	1,168 単位	1,169 単位以上
札幌					
石狩					
渡島					
桧山	n=1	1			
後志	n=1			1	
空知	n=1			1	
上川					
留萌					
宗谷	n=1			1	
網走	n=1				1
胆振					
日高	n=4		2	1	1
十勝	n=1		1		
釧路	n=1				1
根室	n=3			3	
全体	n=14	1 7.1%	3 21.4%	7 50.0%	3 21.4%

(5) 総合事業 A 型の派遣のうち、認知症の利用者の割合について【問12】

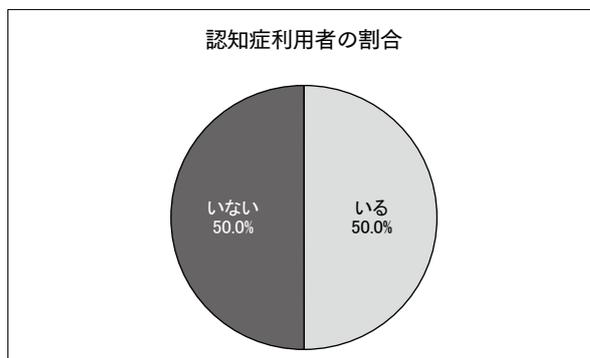
A 型対応事業所の半数が認知症利用者の対応をしており、専門性を必要としない生活援助で認知症に対するアプローチをせざるを得ない状況になっている。

また、基本チェックリストのみでは、認知症利用者が抽出出来ていない可能性がある。

図表4-5 認知症利用者の割合について

(SA:事業所数)

事業所数 有効回答数	いる	いない
n=18	9	9



(6) 総合事業 A 型の派遣のうち、認知症利用者がいる場合のサービス提供上の困難について【問13】

サービス提供上の困難について（記述回答）

- ・利用者の理解力困難
例) 訪問日を忘れて外出したり、サービスの内容を理解していないことがある。
- ・サービスの担い手となる事業所等無し
- ・自治体からの依頼なし

(7) A型サービスの担い手の研修時間について【問14】

81.8%が7時間未満の研修時間で、一日コースでの簡単な介護教室程度の内容になっている。

図表4-7 A型サービスの担い手の研修時間について
(地区別)

(SA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	7時間未満	7時間～ 14時間未満	14時間～ 21時間未満	21時間 以上
札幌	n=1				
石狩					
渡島	n=1	1			
桧山	n=1	1			
後志	n=1	1			
空知	n=2	1			
上川					
留萌					
宗谷	n=1				
網走	n=1				1
胆振	n=1				
日高	n=4	2	1		
十勝	n=1				
釧路	n=3	2			
根室	n=1	1			
全体	n=11	9 81.8%	1 9.1%		1 9.1%

(8) A型サービスの担い手の方の資格について【問15】(複数回答)

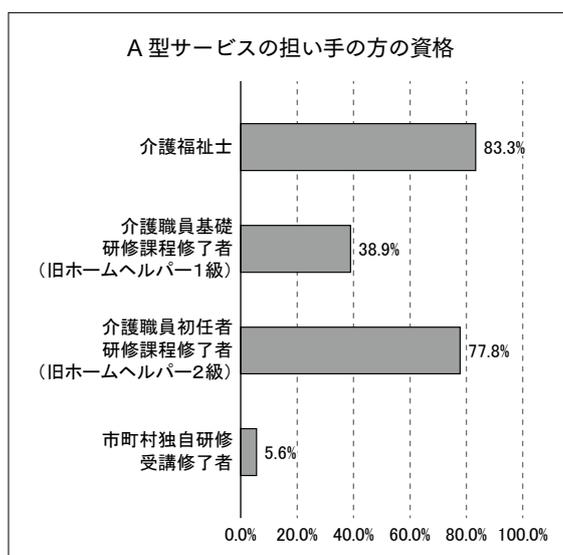
回答事業所18事業所のうち、11事業所で市町村独自研修受講修了者の研修について回答しているにも関わらず、市町村独自研修受講修了者がA型サービスの担い手として活動しているのは1事業所に留まっている。また、全体のうち介護福祉士が83.3%を占めている。

図表4-8-① A型サービスの担い手の方の資格について

(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	介護福祉士	介護職員基礎研修 課程修了者(旧ホ ームヘルパー1級)	介護職員初任者研 修課程修了者(旧 ホームヘルパー2級)	市町村独自研 修受講修了者
地方公共 団体	n=1	1	1	1	
社会福祉 協議会	n=8	6	2	5	1
社会福祉法人 (社協を除く)	n=4	3	1	3	
医療法人	n=1	1	1	1	
営利法人 (会社)	n=1	1		1	
特定非営利活 動法人(NPO)					
公益法人、 組合等	n=3	3	2	3	
全体	n=18	15 83.3%	7 38.9%	14 77.8%	1 5.6%



図表4-8-② A型サービスの担い手の方の資格について
(事業規模別) (MA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	介護 福祉士	介護職員基礎 研修課程修了 者(旧ホームヘルパー1級)	介護職員初任者 研修課程修了者 (旧ホームヘルパー2級)	市町村独自 研修受講 修了者
100万円未満	n=6	5 83.3%	2 33.3%	5 83.3%	
100万円以上~ 300万円未満	n=8	7 87.5%	4 50.0%	6 75.0%	1 12.5%
300万円以上~ 500万円未満	n=2	1		1	
500万円以上	n=1	1		1	
全体	n=17	14 82.4%	6 35.3%	13 76.5%	1 5.9%

図表4-8-③ A型サービスの担い手の方の資格について
(地区別) (MA:事業所数)

地区別	事業所数 有効回答数	介護 福祉士	介護職員基礎 研修課程修了 者(旧ホームヘルパー1級)	介護職員初任者 研修課程修了者 (旧ホームヘルパー2級)	市町村独自 研修受講 修了者
札幌	n=1				
石狩					
渡島	n=1				1
桧山	n=1	1			1
後志	n=1	1	1		1
空知	n=2	2	1		2
上川					
留萌					
宗谷	n=1	1	1		
網走	n=1	1			1
胆振	n=1				
日高	n=4	4	1		4
十勝	n=1	1	1		1
釧路	n=3	3	2		3
根室	n=1	1			1
全体	n=18	15 83.3%	7 38.9%	14 77.8%	1 5.6%

(9) 総合事業の提供状況に関して、「現行相当」または「該当しない」場合の A 型サービスを実施していない理由について【問16】

理由のトップに、行政の方針として示されていない事を理由に上がっている。A 型サービスを実施する意志がある事業所があったとしても行政の方針で実施されていない。

次に、人材不足が上がっている反面、住民主体の多様な担い手によるサービスが普及されていない。

その他、低廉な単価設定に対して経営面での不安を訴えていたり、現行相当のサービスで対応している事が理由とされている。

A 型サービスを実施していない理由について（記述回答）

○行政の方針、実施が示されていない

- 例）・行政の方針が示されていないので動きようがない。
・事業所がある地域で、A 型サービスが実施されていない。

○人材不足

- 例）・町内における住民主体では、現状から支援者の発掘・確保が難しく、継続した人材確保が困難。
・対応できる人材確保が困難。また、地域での聞き取りの結果からニーズがさほど無く、事業として成立しない。

○経営面への影響

- 例）・単価が低いため、職員（ヘルパー）の時給など待遇にも影響が出る。

○現行相当で実施

- 例）・利用者が少ない。体制が整わない。みなし指定から独自の指定を申請したから。
・「現行相当」が、利用者のニーズ（希望）・人員確保等、現状にもっとも合っているため。
・特定施設の指定を受けているため併用は想定されていない。※養護老人ホーム本体でのサービス提供のため。

○B 型導入

○その他

- 例）・当事業は必要であれば対応を検討しているが、地域とのかかわりもある為様子を伺いながら検討していく。
・研修を担う事業所が無い。・安全性等に不安がある。

Ⅲ. 生活機能向上連携加算について

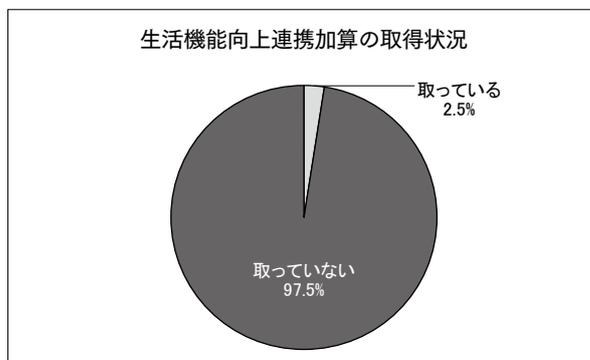
6. 生活機能向上連携加算の算定状況について

(1) 生活機能向上連携加算の取得状況について【問17】

回答事業所中（162事業所）97.5%の事業所が取得していないとの回答がある。

図表5-1 生活機能向上連携加算の取得状況について

事業所数 有効回答数	(SA:事業所数)		(参考) 平成27年度調査		(参考) 平成24年度調査	
	取っている	取っていない	取っている	取っていない	取っている	取っていない
n=162	4 2.5%	158 97.5%	2.8%	97.2%	7.4%	92.6%



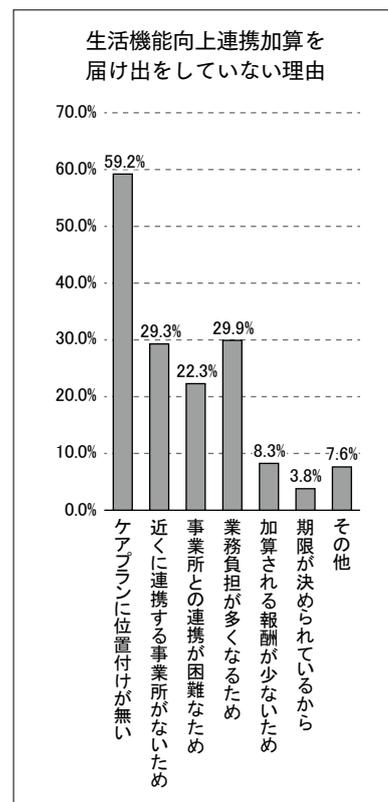
(2) 生活機能向上連携加算を届け出していない理由について【問18】（複数回答）

組織形態、売上高共に「ケアプランに位置付けがない」事が理由のトップ。

図表5-2-① 生活機能向上連携加算を届け出をしていない理由について（組織形態別）

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	ケアプランに位置付けが無い	近くに連携する事業所がないため	事業所との連携が困難なため	業務負担が多くなるため	加算される報酬が少ないため	期限が決められているから	その他
地方公共団体	n=5	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%				2 40.0%
社会福祉協議会	n=74	39 52.7%	29 39.2%	17 23.0%	19 25.7%	7 9.5%	2 2.7%	5 6.8%
社会福祉法人(社協を除く)	n=26	12 46.2%	6 23.1%	7 26.9%	9 34.6%		1 3.8%	2 7.7%
医療法人	n=8	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%	4 50.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%
営利法人(会社)	n=25	20 80.0%	6 24.0%	5 20.0%	12 48.0%	5 20.0%	2 8.0%	
特定非営利活動法人(NPO)	n=9	6 66.7%	1 11.1%	3 33.3%	2 22.2%			2 22.2%
公益法人、組合等	n=10	10 100.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%			
全体	n=157	93 59.2%	46 29.3%	35 22.3%	47 29.9%	13 8.3%	6 3.8%	12 7.6%



図表5-2-② 生活機能向上連携加算を届け出をしていない理由について（事業規模別）

（MA：事業所数）

売上高	事業所数	ケアプランに位置付けが無い	近くに連携する事業所がないため	事業所との連携が困難なため	業務負担が多くなるため	加算される報酬が少ないため	期限が決められているから	その他
100万円未満	n=57	30 52.6%	23 40.4%	13 22.8%	12 21.1%	3 5.3%	1 1.8%	5 8.8%
100万円以上～300万円未満	n=60	36 60.0%	14 23.3%	13 21.7%	21 35.0%	5 8.3%	4 6.7%	5 8.3%
300万円以上～500万円未満	n=13	9 69.2%	4 30.8%	2 15.4%	5 38.5%	1 7.7%		1 7.7%
500万円以上	n=15	8 53.3%	2 13.3%	5 33.3%	7 46.7%	3 20.0%	1 6.7%	1 6.7%
全体	n=145	83 57.2%	43 29.7%	33 22.8%	45 31.0%	12 8.3%	6 4.1%	12 8.3%

生活機能向上連携加算を届け出をしていない理由について（その他の内容）

- ・ 特定施設のため
- ・ 利用者の負担が増えるため
- ・ 機能向上に関しては訪問看護師が実施しているため

(3) リハビリテーション専門職との連携で工夫していることについて【問19】

- ・ 連携加算を取得しているが実績なし

IV. 介護職員処遇加算の申請状況について

7. 介護職員処遇加算の申請状況について

(1) 介護職員処遇改善加算の申請状況について【問20】

「加算Ⅰ」71事業所(42.8%)、「加算Ⅱ」35事業所(21.1%)、「加算Ⅲ」36事業所(21.7%)、「加算Ⅳ」1事業所(0.6%)、「取得していない」23事業所(13.9%)の回答、27年度時とさほど数字が変わらない。

図表6-1-① 介護職員処遇改善加算の申請状況について

(組織形態別)		(SA:事業所数)						(参考)平成27年度調査				
組織形態	事業所数	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	取得していない	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	取得していない
地方公共団体	n=5			1 20.0%			4 80.0%					100.0%
社会福祉協議会	n=77	20 26.0%	20 26.0%	20 26.0%	1 1.3%		16 20.8%	42.2%	33.0%	0.9%	0.9%	22.9%
社会福祉法人(社協を除く)	n=27	22 81.5%	3 11.1%	2 7.4%				81.8%	16.4%			1.8%
医療法人	n=9	4 44.4%	4 44.4%				1 11.1%	57.1%	21.4%	3.6%		17.9%
営利法人(会社)	n=28	19 67.9%	2 7.1%	6 21.4%			1 3.6%	61.9%	22.7%	0.6%		14.8%
特定非営利活動法人(NPO)	n=9	3 33.3%	2 22.2%	3 33.3%			1 11.1%	65.2%	26.1%	4.3%		4.3%
公益法人、組合等	n=11	3 27.3%	4 36.4%	4 36.4%				53.8%	30.8%	7.7%		7.7%
全体	n=166	71 42.8%	35 21.1%	36 21.7%	1 0.6%		23 13.9%	58.5%	24.8%	1.2%	0.2%	15.2%

図表6-1-② 介護職員処遇改善加算の申請状況について(事業規模別)

		(SA:事業所数)						(参考)平成27年度調査				
売上高	事業所数	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	取得していない	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	取得していない
100万円未満	n=58	17 29.3%	11 19.0%	13 22.4%			17 29.3%	41.3%	30.6%	1.7%		26.4%
100万円以上~300万円未満	n=61	29 47.5%	11 18.0%	17 27.9%	1 1.6%		3 4.9%	54.0%	29.2%	1.8%	0.9%	14.2%
300万円以上~500万円未満	n=14	6 42.9%	6 42.9%	1 7.1%			1 7.1%	75.8%	22.6%			1.6%
500万円以上	n=21	14 66.7%	5 23.8%	2 9.5%				89.3%	8.9%			1.8%
全体	n=154	66 42.9%	33 21.4%	33 21.4%	1 0.6%		21 13.6%	59.1%	25.3%	1.1%	0.3%	14.2%

(2) 平成30年度介護職員処遇改善計画書における職場環境等要件について【問21】(複数回答)

回答事業所中、資質の向上では「実務者研修、喀痰吸引、認知症ケア等の研修受講の支援」が70%近くまで上がっている。さらに、労働環境、処遇の改善では「健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備」が70%を超えている。「育児休業等の充実、事業所内保育施設の整備」が27年度と比較して若干数字が上がっている。

図表6-2-① 介護職員処遇改善計画書における職場環境等要件について(組織形態別)

※申請事業所数は上記「加算Ⅰ」～「加算Ⅴ」の全体

組織形態	申請事業所数	(MA:事業所数)				(参考)平成27年度調査			
		資質の向上				資質の向上			
		実務者研修、 喀痰吸引、 認知症ケア 等の研修の 受講支援	研修の受講 やキャリア 段位制度と 人事考課と の連動	小規模事業所の 協働による採用・ 人事ローテーシ ョン・研修のため の制度構築	キャリア パス要件 に該当す る事項	実務者研修、 喀痰吸引、 認知症ケア 等の研修の 受講支援	研修の受講 やキャリア 段位制度と 人事考課と の連動	小規模事業所の 協働による採用・ 人事ローテーシ ョン・研修のため の制度構築	キャリア パス要件 に該当す る事項
地方公共 団体	n=1				1 100.0%				
社会福祉 協議会	n=61	39 63.9%	14 23.0%	2 3.3%	4 6.6%	61.9%	15.5%	3.6%	3.6%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=27	23 85.2%	12 44.4%	2 7.4%	2 7.4%	75.9%	33.3%	3.7%	7.4%
医療法人	n=8	5 62.5%	2 25.0%	1 12.5%	3 37.5%	52.2%	30.4%		8.7%
営利法人 (会社)	n=27	19 70.4%	10 37.0%	1 3.7%	4 14.8%	54.7%	38.0%	4.0%	8.7%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=8	4 50.0%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	40.9%	40.9%		13.6%
公益法人、 組合等	n=11	8 72.7%	2 18.2%	1 9.1%	2 18.2%	41.7%	25.0%		
全体	n=143	98 68.5%	41 28.7%	8 5.6%	18 12.6%	58.3%	31.0%	3.2%	7.2%

組織形態	申請事業所数	労働環境・処遇の改善				(参考)平成27年度調査			
		労働環境・処遇の改善				労働環境・処遇の改善			
		エルダー・ メンター制 度等導入	雇用管理 改善対策 の充実	ICT活用等 による業 務省力化	介護ロボットや リフト等の介護 機器等導入	エルダー・ メンター制 度等導入	雇用管理 改善対策 の充実	ICT活用等 による業 務省力化	介護ロボットや リフト等の介護 機器等導入
地方公共 団体	n=1								
社会福祉 協議会	n=61	4 6.6%	14 23.0%	2 3.3%	2 3.3%	3.6%	11.9%	6.0%	3.6%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=27	6 22.2%	13 48.1%	2 7.4%	5 18.5%	13.0%	24.1%	7.4%	11.1%
医療法人	n=8	1 12.5%	3 37.5%			13.0%	21.7%	4.3%	
営利法人 (会社)	n=27	2 7.4%	5 18.5%	5 18.5%	2 7.4%	9.3%	18.0%	4.7%	7.3%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=8		2 25.0%			4.5%	9.1%	4.5%	4.5%
公益法人、 組合等	n=11		2 18.2%				16.7%	8.3%	
全体	n=143	13 9.1%	39 27.3%	9 6.3%	9 6.3%	8.1%	17.1%	5.5%	6.1%

組織形態	申請事業所数	(MA:事業所数)				(参考) 平成27年度調査			
		労働環境・処遇の改善				労働環境・処遇の改善			
		育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	勤務環境やケア内容御改善	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	勤務環境やケア内容の改善	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
地方公共団体	n=1		1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%				
社会福祉協議会	n=61	7 11.5%	38 62.3%	20 32.8%	41 67.2%	8.3%	66.7%	33.3%	65.5%
社会福祉法人(社協を除く)	n=27	10 37.0%	17 63.0%	15 55.6%	21 77.8%	18.5%	51.9%	46.3%	48.1%
医療法人	n=8	2 25.0%	8 100.0%	6 75.0%	7 87.5%	13.0%	56.5%	39.1%	56.5%
営利法人(会社)	n=27	7 25.9%	18 66.7%	16 59.3%	18 66.7%	11.3%	71.3%	34.7%	55.3%
特定非営利活動法人(NPO)	n=8	1 12.5%	5 62.5%	5 62.5%	6 75.0%	4.5%	77.3%	36.4%	50.0%
公益法人、組合等	n=11	2 18.2%	6 54.5%	4 36.4%	9 81.8%	8.3%	58.3%	33.3%	41.7%
全体	n=143	29 20.3%	93 65.0%	67 46.9%	103 72.0%	11.3%	66.1%	36.5%	55.9%

組織形態	その他						(参考) 平成27年度調査					
	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	中途採用者に特化した人事制度の確立	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	地域の児童・聖とや住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	非正規職員から正規職員への転換	職員の増員による業務負担の軽減	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	中途採用者に特化した人事制度の確立	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	非正規職員から正規職員への転換	職員の増員による業務負担の軽減
地方公共団体	1 100.0%											
社会福祉協議会	13 21.3%	5 8.2%	2 3.3%	2 3.3%	14 23.0%	17 27.9%	23.8%	9.5%	2.4%	6.0%	25.0%	28.6%
社会福祉法人(社協を除く)	12 44.4%	7 25.9%	5 18.5%	6 22.2%	15 55.6%	7 25.9%	27.8%	11.1%	13.0%	16.7%	48.1%	22.2%
医療法人	3 37.5%	3 37.5%	2 25.0%	2 25.0%	5 62.5%	4 50.0%	30.4%	21.7%	4.3%		47.8%	34.8%
営利法人(会社)	4 14.8%	9 33.3%	5 18.5%	1 3.7%	21 77.8%	14 51.9%	16.0%	23.3%	6.0%	4.7%	46.0%	40.0%
特定非営利活動法人(NPO)	3 37.5%	4 50.0%		1 12.5%	2 25.0%	4 50.0%	9.1%	27.3%	9.1%	9.1%	27.3%	36.4%
公益法人、組合等	2 18.2%	4 36.4%	4 36.4%	1 9.1%	8 72.7%	5 45.5%	25.0%	8.3%		8.3%	25.0%	25.0%
全体	38 26.6%	32 22.4%	18 12.6%	13 9.1%	65 45.5%	51 35.7%	20.6%	17.7%	6.1%	7.0%	39.4%	33.3%

図表6-2-② 介護職員処遇改善計画書における職場環境等要件について（事業規模別）

※申請事業所数は上記「加算Ⅰ」～「加算Ⅴ」の全体

(MA:事業所数)

売上高	申請事業所数	資質の向上				労働環境・処遇の改善								
		実務者研修、喀痰吸引、認知症ケア等の研修の受講支援	研修の受講やキャリア制度と人事考課との連動	小規模事業所の協働による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	キャリアパス要件に該当する事項	エルダー・マルチタター制度等導入	雇用管理改善対策の充実	ICT活用等による業務省力化	介護ロボット等導入	育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	勤務環境やケア内容の改善	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
100万円未満	n=41	27 65.9%	12 29.3%	1 2.4%	5 12.2%	1 2.4%	14 34.1%	1 2.4%	4 9.8%	10 24.4%	26 63.4%	18 43.9%	32 78.0%	
100万円以上～300万円未満	n=58	38 65.5%	14 24.1%	2 3.4%	6 10.3%	5 8.6%	12 20.7%	3 5.2%	4 6.9%	6 10.3%	38 65.5%	26 44.8%	41 70.7%	
300万円以上～500万円未満	n=13	10 76.9%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	3 23.1%	1 7.7%		3 23.1%	7 53.8%	5 38.5%	9 69.2%	
500万円以上	n=21	16 76.2%	8 38.1%	3 14.3%	3 14.3%	4 19.0%	8 38.1%	3 14.3%	1 4.8%	7 33.3%	14 66.7%	11 52.4%	17 81.0%	
全体	n=133	91 68.4%	37 27.8%	7 5.3%	15 11.3%	11 8.3%	37 27.8%	8 6.0%	9 6.8%	26 19.5%	85 63.9%	60 45.1%	99 74.4%	

売上高	その他					
	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	中途採用者に特化した人事制度の確立	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	非正規職員から正規職員への転換	職員の増員による業務負担の軽減
100万円未満	12 29.3%	7 17.1%	2 4.9%	4 9.8%	18 43.9%	11 26.8%
100万円以上～300万円未満	13 22.4%	7 12.1%	6 10.3%	4 6.9%	26 44.8%	21 36.2%
300万円以上～500万円未満	3 23.1%	4 30.8%	1 7.7%		4 30.8%	6 46.2%
500万円以上	8 38.1%	12 57.1%	6 28.6%	4 19.0%	12 57.1%	10 47.6%
全体	36 27.1%	30 22.6%	15 11.3%	12 9.0%	60 45.1%	48 36.1%

(その他の内容 [資質向上])

- ・事業所内での講習

(3) 平成30年度の介護職員処遇改善計画における従事者の処遇改善の状況について【問22】(複数回答)

組織形態別、事業規模別ともに「一時金の支給」が60%を超えており、先の見えない事が大きな処遇の改善に繋がらないのではないかと懸念されている。

図表6-3-① 介護職員処遇改善計画における従事者の処遇改善の状況について

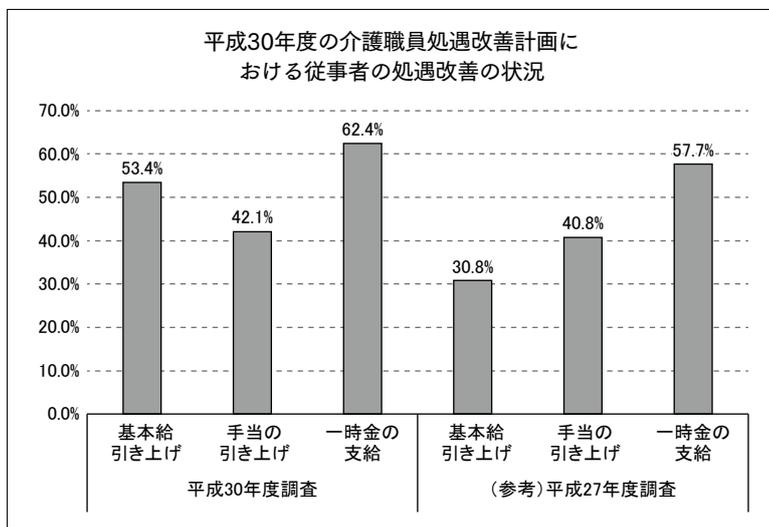
(組織形態別) (MA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	基本給 引き上げ	手当の 引き上げ	一時金の 支給
地方公共 団体	n=1	1 100.0%		
社会福祉 協議会	n=61	35 57.4%	20 32.8%	39 63.9%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=27	16 59.3%	13 48.1%	17 63.0%
医療法人	n=8	3 37.5%	3 37.5%	3 37.5%
営利法人 (会社)	n=27	14 51.9%	12 44.4%	19 70.4%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=8	1 12.5%	2 25.0%	7 87.5%
公益法人、 組合等	n=11	4 36.4%	6 54.5%	5 45.5%
全体	n=143	74 51.7%	56 39.2%	90 62.9%

図表6-3-② 介護職員処遇改善計画における従事者の処遇改善の状況について

(事業規模別) (MA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	基本給 引き上げ	手当の 引き上げ	一時金の 支給
100万円 未満	n=41	19 46.3%	17 41.5%	23 56.1%
100万円以上~ 300万円未満	n=58	33 56.9%	20 34.5%	35 60.3%
300万円以上~ 500万円未満	n=13	5 38.5%	7 53.8%	10 76.9%
500万円 以上	n=21	14 66.7%	12 57.1%	15 71.4%
全体	n=133	71 53.4%	56 42.1%	83 62.4%



(その他の内容)

- ・賞与の支給
- ・インフルエンザ予防接種料負担
- ・高齢雇用引き上げ65→70歳まで

(4) 加算を活用した処遇改善を行う上での課題について【問23】(複数回答)

処遇改善の永続の保証が得られないための不安、無くなった時に給与の引き下げが困難であるためもう一步踏み込む事ができない。

図表6-4-①

加算を活用した処遇改善を行う上での課題

(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	処遇改善に不安がある	職員の所得制限があり、活用困難	給与等の引き下げを行う
地方公共団体	n=1			1 100.0%
社会福祉協議会	n=61	31 50.8%	15 24.6%	30 49.2%
社会福祉法人(社協を除く)	n=27	14 51.9%	6 22.2%	15 55.6%
医療法人	n=8	2 25.0%	3 37.5%	2 25.0%
営利法人(会社)	n=27	16 59.3%	6 22.2%	21 77.8%
特定非営利活動法人(NPO)	n=8	2 25.0%	2 25.0%	4 50.0%
公益法人、組合等	n=11	4 36.4%	2 18.2%	9 81.8%
全体	n=143	69 48.3%	34 23.8%	82 57.3%

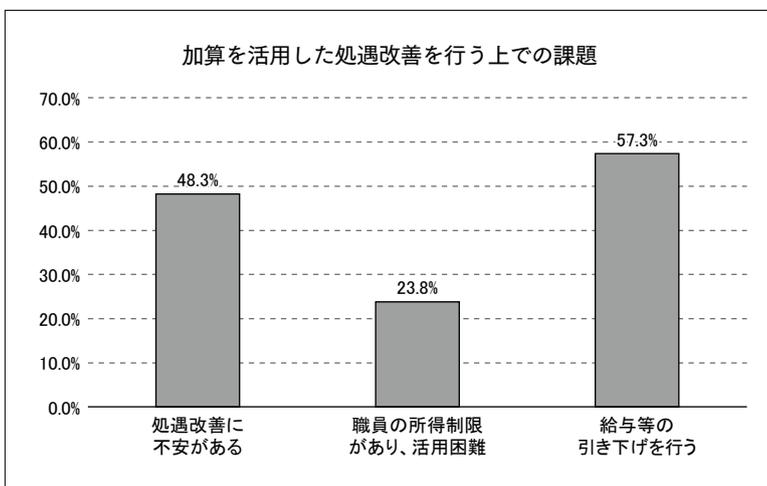
図表6-4-②

加算を活用した処遇改善を行う上での課題

(事業規模別)

(MA:事業所数)

売上高	事業所数	処遇改善に不安がある	職員の所得制限があり、活用困難	給与等の引き下げを行う
100万円未満	n=41	21 51.2%	4 9.8%	22 53.7%
100万円以上~300万円未満	n=58	24 41.4%	18 31.0%	36 62.1%
300万円以上~500万円未満	n=13	9 69.2%	5 38.5%	5 38.5%
500万円以上	n=21	10 47.6%	5 23.8%	14 66.7%
全体	n=133	64 48.1%	32 24.1%	77 57.9%



(5) 介護職員処遇加算を取得しない理由について【問24】(複数回答)

事務手続きの煩雑さと利用者への負担増という理由が挙げられている。

「事務手続きが煩雑」、「利用者負担となるから」が回答の半数を超える。

図表6-5-① 介護職員処遇加算を取得しない理由

(組織形態別)

(MA:事業所数)

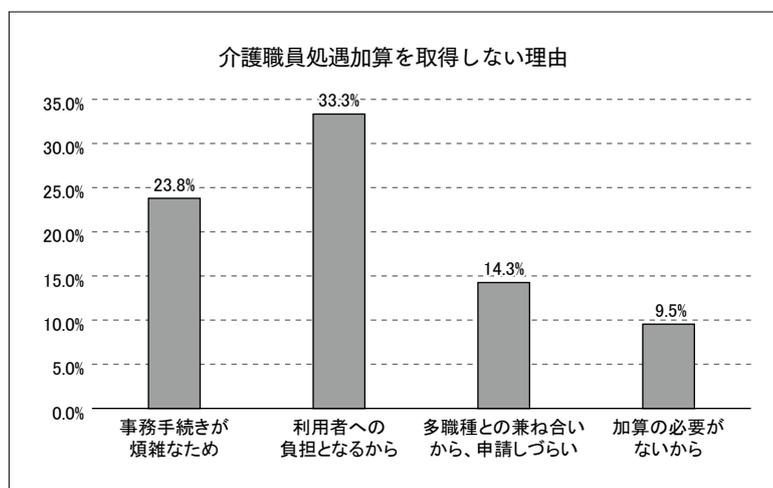
組織形態	事業所数	事務手続きが煩雑なため	利用者への負担となるから	多職種との兼ね合いから、申請しづらい	加算の必要がないから
地方公共団体	n=4				
社会福祉協議会	n=16	3 18.8%	5 31.3%	4 25.0%	2 12.5%
社会福祉法人(社協を除く)					
医療法人	n=1	1	1		
営利法人(会社)	n=1	1	1		
特定非営利活動法人(NPO)	n=1				
公益法人、組合等					
全体	n=23	5 21.7%	7 30.4%	4 17.4%	2 8.7%

図表6-5-② 介護職員処遇加算を取得しない理由

(事業規模別)

(MA:事業所数)

売上高	事業所数	事務手続きが煩雑なため	利用者への負担となるから	多職種との兼ね合いから、申請しづらい	加算の必要がないから
100万円未満	n=17	4 23.5%	5 29.4%	2 11.8%	1 5.9%
100万円以上~300万円未満	n=3	1 33.3%	2 66.7%	1 33.3%	
300万円以上~500万円未満	n=1				1
500万円以上					
全体	n=21	5 23.8%	7 33.3%	3 14.3%	2 9.5%



(その他の内容)

- ・ 特定施設のため
- ・ 要件を満たしていない

V. 特定事業所加算の状況について

8. 特定事業所加算の届出状況について

(1) 特定事業所加算の届出状況について（問25）

取得事業所数は前回調査（平成27年度）時に比べ、8%程上がっているが、取得要件の困難さが見て取れる。

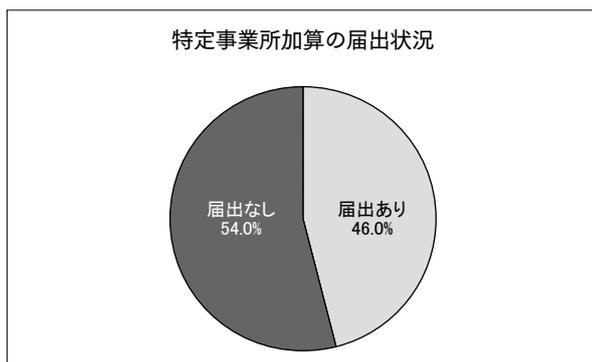
特定事業所加算の届出ありとなしでは大差はないが、やや「届出なし」の方が多く、「社協」と「NPO」は「届出なし」が多く、「社協を除く社会福祉法人」と「医療法人」、「営利法人」は「届出あり」が多い。事業規模別では売上げが少ない事業所は「届出なし」が多く、「500万円以上」では6割以上が届出している。

図表7-1-① 特定事業所加算の届出状況
（組織形態別）

組織形態	事業所数 有効回答数	(SA:事業所数)		(参考)平成27年度調査	
		届出あり	届出なし	届出あり	届出なし
地方公共 団体	n=5		5	33.3%	66.7%
社会福祉 協議会	n=75	26 34.7%	49 65.3%	41.7%	58.3%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=26	19 73.1%	7 26.9%	58.5%	41.5%
医療法人	n=9	6 66.7%	3 33.3%	64.3%	35.7%
営利法人 (会社)	n=29	15 53.6%	13 46.4%	25.6%	74.4%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=9	3 33.3%	6 66.7%	40.9%	59.1%
公益法人、 組合等	n=11	6 54.5%	5 45.5%	30.8%	61.5%
全体	n=163	75 46.0%	88 54.0%	38.1%	61.7%

図表7-1-② 特定事業所加算の届出状況
（事業規模別）

売上高	事業所数 有効回答数	(SA:事業所数)		(参考)平成27年度調査	
		届出あり	届出なし	届出あり	届出なし
100万円 未満	n=58	16 27.6%	42 72.4%	23.3%	76.7%
100万円以上~ 300万円未満	n=61	33 54.1%	28 45.9%	42.6%	57.4%
300万円以上~ 500万円未満	n=12	7 58.3%	5 41.7%	53.2%	46.8%
500万円 以上	n=21	13 61.9%	8 38.1%	50.9%	49.1%
全体	n=152	69 45.4%	83 54.6%	39.1%	60.9%



(2) 特定事業所加算の取得状況について【問26】

「加算Ⅱ」が大多数、「加算Ⅰ」が少ないのは要件が厳しいためであろうと推察される。

特定事業所加算の届け出があるのは75事業所（回答事業所の46.0%）であったが、加算の届け出のない地方公共団体を除き、加算の取得状況で最も多いのは「加算（Ⅱ）」で66ヶ所であり、届け出のある事業所の9割近くを占める。条件の厳しい加算（Ⅰ）は8事業所で全体の約1割であった。事業規模別にみても「100万円未満」の事業所では「加算（Ⅰ）」の取得はなくすべて「加算（Ⅱ）」であった。

図表7-2-① 特定事業所加算の取得状況
（組織形態別）

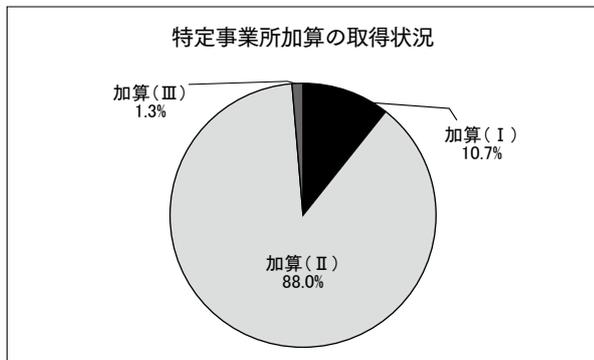
（SA:事業所数）

組織形態	申請した事業所数	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)
地方公共団体					
社会福祉協議会	n=26	1 3.8%	25 96.2%		
社会福祉法人 (社協を除く)	n=19	3 15.8%	16 84.2%		
医療法人	n=6	1 16.7%	5 83.3%		
営利法人 (会社)	n=15	3 20.0%	11 73.3%	1 6.7%	
特定非営利活動法人(NPO)	n=3		3		
公益法人、 組合等	n=6		6		
全体	n=75	8 10.7%	66 88.0%	1 1.3%	

図表7-2-② 特定事業所加算の取得状況
（事業規模別）

（SA:事業所数）

売上高	申請した事業所数	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)
100万円未満	n=16		16		
100万円以上~ 300万円未満	n=33	3 9.1%	30 90.9%		
300万円以上~ 500万円未満	n=7	1 14.3%	6 85.7%		
500万円以上	n=13	4 30.8%	9 69.2%		
全体	n=69	8 11.6%	61 88.4%		



(3) 加算の届出を行わない理由について【問27】(複数回答)

組織形態、売上高共に加算要件のハードルが高い。前回調査(平成27年度)と比べ利用者負担増との回答が若干上がっている。

全体で最も多いのは「要件を満たしていないため」であり、次いで「加算の要件が高い」、「利用者負担が増すので」の順である。特に、売上高100万円未満の事業所では、職員体制や利用者数の面で基準を満たさないことが想定される。「申請が複雑で業務負担が多くなる」の回答は、他の回答に比べると少なく、事務的負担感より求められる加算要件が、事業所実態からみて高すぎることで届出を行わない主要因と見られる。

図表7-3-①

特定事業所加算の届出を行わない理由(組織形態別)(MA:事業所数)								(参考) 平成27年度調査							
組織形態	事業所数有効回答数	加算の要件が高い	利用者負担が増すので	利用者離れが起き、収入減となるため	今後取得予定	要件を満たしていないため	申請が複雑で業務負担が多くなるため	加算の要件が高い	利用者負担が増すので	利用者離れが起き、収入減となるため	今後取得予定	要件を満たしていないため	体制が不安定なため	申請が複雑で業務負担が多くなるため	非該当の事業所であるため
地方公共団体	n=5	2 40.0%	1 20.0%			4 80.0%		50.0%	50.0%				50.0%		
社会福祉協議会	n=49	18 36.7%	11 22.4%	2 4.1%	1 2.0%	32 65.3%	6 12.2%	30.2%	22.2%	4.8%	11.1%	63.5%	27.0%	6.3%	1.6%
社会福祉法人(社協を除く)	n=7	2 28.6%			2 28.6%	4 57.1%	2 28.6%	22.7%	9.1%	4.5%	9.1%	63.6%	18.2%	4.5%	13.6%
医療法人	n=3	1 33.3%	1 33.3%			1 33.3%		30.0%	20.0%		10.0%	60.0%	30.0%	10.0%	
営利法人(会社)	n=13	7 53.8%	6 46.2%		2 15.4%	5 38.5%	6 46.2%	20.3%	18.0%	6.3%	13.3%	46.1%	19.5%	21.1%	5.5%
特定非営利活動法人(NPO)	n=6	3 50.0%			1 16.7%	4 66.7%		38.5%	38.5%	7.7%	7.7%	30.8%	23.1%	7.7%	7.7%
公益法人、組合等	n=5		1 20.0%		1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%	62.5%	25.0%		
全体	n=88	33 37.5%	20 22.7%	2 2.3%	7 8.0%	52 59.1%	15 17.0%	24.8%	19.5%	5.7%	11.8%	52.0%	22.4%	13.8%	4.9%

図表7-3-②

特定事業所加算の届出を行わない理由(事業規模別)								(MA:事業所数)	
売上高	事業所数有効回答数	加算の要件が高い	利用者負担が増すので	利用者離れが起き、収入減となるため	今後取得予定	要件を満たしていないため	申請が複雑で業務負担が多くなるため		
100万円未満	n=42	18 42.9%	9 21.4%	2 4.8%	1 2.4%	28 66.7%	5 11.9%		
100万円以上~300万円未満	n=28	8 28.6%	7 25.0%		4 14.3%	15 53.6%	6 21.4%		
300万円以上~500万円未満	n=5	3 60.0%	2 40.0%		1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%		
500万円以上	n=8	4 50.0%	2 25.0%		1 12.5%	4 50.0%	1 12.5%		
全体	n=83	33 39.8%	20 24.1%	2 2.4%	7 8.4%	49 59.0%	14 16.9%		

(その他の内容)

- ・ 特定施設のため

(4) 加算の改善を要望する事項について【問28】(複数回答)

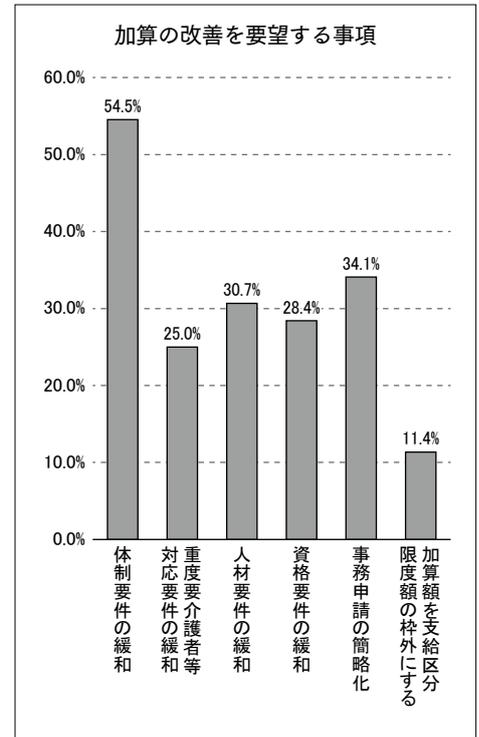
前回調査(平成27年度)同様、今回も半数以上の事業所が体制要件の緩和や、事務申請の簡略化を希望している。加算の永続が保証されない体制整備への不安が残る。

加算改善の要望事項では、全体では「体制要件の緩和」が最も多く、次いで「事務申請の簡略化」、「人材要件緩和」、「資格要件緩和」、「重度要介護者等対応要件の緩和」と続き、要件緩和を求める声が高い。また「加算額を支給区分限度額の枠外にする」も1割強が挙げ、利用者の負担増を懸念しているとみられる。

図表7-4-①

加算の改善を要望する事項について(組織形態別) (MA:事業所数)

組織形態	事業所数 有効回答数	体制要件 の緩和	重度要介護者等 対応要件の 緩和	人材要件 の緩和	資格要件 の緩和	事務申請 の簡略化	加算額を支 給区分限度 額の枠外に する
地方公共 団体	n=5	2 40.0%		2 40.0%	1 20.0%		1 20.0%
社会福祉 協議会	n=49	26 53.1%	11 22.4%	13 26.5%	12 24.5%	14 28.6%	3 6.1%
社会福祉法人 (社協を除く)	n=7	4 57.1%	2 28.6%	4 57.1%	2 28.6%	4 57.1%	1 14.3%
医療法人	n=3	1 33.3%	2 66.7%		1 33.3%	1 33.3%	
営利法人 (会社)	n=13	11 84.6%	6 46.2%	4 30.8%	5 38.5%	9 69.2%	4 30.8%
特定非営利活 動法人(NPO)	n=6	4 66.7%		4 66.7%	2 33.3%	1 16.7%	
公益法人、 組合等	n=5		1 20.0%		2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%
全体	n=88	48 54.5%	22 25.0%	27 30.7%	25 28.4%	30 34.1%	10 11.4%



図表7-4-②

加算の改善を要望する事項について(事業規模別) (MA:事業所数)

売上高	事業所数 有効回答数	体制要件 の緩和	重度要介護者等 対応要件の 緩和	人材要件 の緩和	資格要件 の緩和	事務申請 の簡略化	加算額を支 給区分限度 額の枠外に する
100万円 未満	n=42	26 61.9%	7 16.7%	16 38.1%	14 33.3%	9 21.4%	4 9.5%
100万円以上~ 300万円未満	n=28	13 46.4%	8 28.6%	6 21.4%	6 21.4%	12 42.9%	1 3.6%
300万円以上~ 500万円未満	n=5	3 60.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	3 60.0%	3 60.0%
500万円 以上	n=8	6 75.0%	4 50.0%	3 37.5%	3 37.5%	5 62.5%	2 25.0%
全体	n=83	48 57.8%	21 25.3%	27 32.5%	24 28.9%	29 34.9%	10 12.0%

(その他の内容)

- ・加算を廃止し報酬単価に盛り込んで欲しい

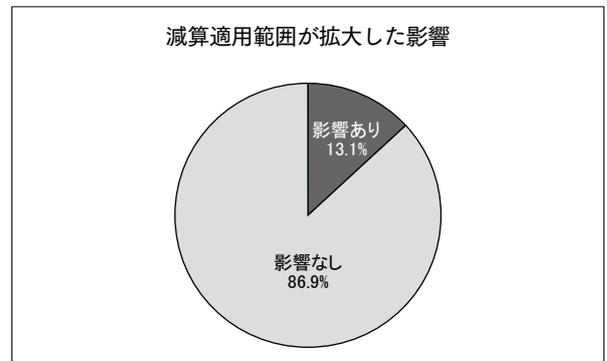
VI. 同一建物等居住者のサービス提供状況について

1. 減算適用範囲が拡大した影響について【問29】

地域差もあるが平均1割ほどの減収となっている。

図表8-1 減算適用範囲が拡大した影響
(地区別) (SA:事業所数)

地区	事業所数 有効回答数	影響あり	影響なし
札幌	n=8	1 12.5%	7 87.5%
石狩	n=4	1 25.0%	3 75.0%
渡島	n=7	1 14.3%	6 85.7%
桧山	n=6		6
後志	n=10	1 10.0%	9 90.0%
空知	n=12	1 8.3%	11 91.7%
上川	n=8	1 12.5%	7 87.5%
留萌	n=5		5
宗谷	n=5		5
網走	n=14	3 21.4%	11 78.6%
胆振	n=12	2 16.7%	10 83.3%
日高	n=7	2 28.6%	5 71.4%
十勝	n=6	1 16.7%	5 83.3%
釧路	n=10	1 10.0%	9 90.0%
根室	n=8	1 12.5%	7 87.5%
全体	n=122	16 13.1%	106 86.9%



1ヶ月の平均減算割合について【問30】

- ・約1割～2割減
例) 10%減4施設、15%減2施設。全体の2割減。60件に対して15%減算。
- ・その他
例) 総売上から140千円～150千円減額。全体の3割減。

Ⅶ. 訪問介護における見守りの援助について

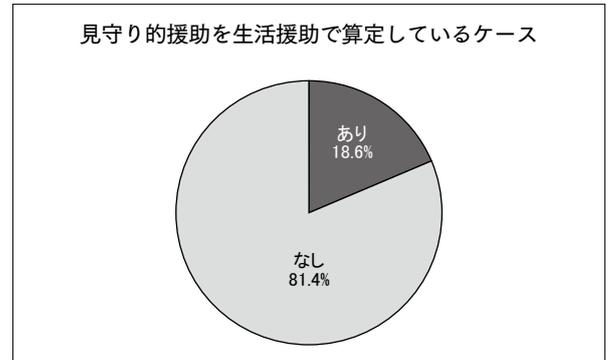
1. 見守りの援助を生活援助で算定しているケースについて【問31】

回答事業所数（156事業所）の8割が身体介護での算定が出来ていると回答している。算定出来ないと答えた理由についてはケアプランへの位置づけ、限度額や利用者負担増との理由が挙がっている。老計第10号の理解やサービスの根拠となるしっかりとしたモニタリングがヘルパー側にも必要となるのではないだろうか。

図表9-1 見守りの援助を生活援助で算定しているケース

(SA:事業所数)

事業所数	あり	なし
n=156	29 18.6%	127 81.4%



生活援助で算定している理由

○見守りの援助なし、ヘルパーに依存、別途算定

- 例) ・利用者自身が「ヘルパーがやってくれる」との思い込みがあり声掛けしてもおっくうがって動いてくれない。
・認知機能の低下はあるが、見守りや助言を行なうことで日常生活を自分で行うことが出来る方にサービスとして提供している。
・訪問時間のわずかな時間となることが多いので、身体介護で算定がとれない状況である。生活援助と身体介護となると区別があやふやであると思われる。

○ケアプラン位置付けなし、変更困難、ケアマネ対応なし

- 例) ・明確なケアプランの位置づけがなく、ケアマネには説明するが生活援助との判断であった。
・老計第10号がケアマネに浸透しておらず理解してもらえない。

○利用者負担増

- 例) ・限度額の関係で止む無し

○単位数不足

- 例) ・他サービスの利用もあり支給単位数が不足するため、制限がある。(ケアマネの計画時間では不足している実態がある)

○その他

- 例) ・居宅と利用者と事業所が同意見にならない。特に考えていない。

Ⅷ. 訪問介護における人材確保について

将来的な外国人介護福祉士候補者の可能性

外国人介護福祉士の導入については否定的な意見が多数ある一方で、深刻な人手不足から導入を検討せざるを得ないという意見も多くみられ、訪問介護事業所の実態として猫の手も借りたいほどの人材不足ということが伺える。

しかし、外国人介護福祉士を受け入れる際の設備投資等への経費を小規模の事業所が捻出することが難しいことを懸念される声も数多くあった。

中には、平成31年度に受け入れを予定している事業所も見られる。

○言語やコミュニケーション能力、技術・生活文化等の問題が解決できれば検討

- 例) ・言葉の問題が無く、車の運転が出来て、日本の風土・慣習を理解して動ける方ならば歓迎。
- ・日本人よりも危機感を持って熱心に勉強しており、言語や技術面での工場がめざましいと思われる。
 - ・言葉や風習等、いろいろ壁があるが、人手不足が深刻な状態なので良い方法を見つけたい。
 - ・訪問介護は施設と違い利用者と1対1なので、日常や体調の変化気づき、臨機に対応することがあるので心配。
 - ・居宅へ訪問、1対1のコミュニケーションが基本であり、外国人介護福祉士が施設等で経験を積んでからがベストと思われる。外国人介護福祉士がヘルパー事業所で働く意志があるか。

○訪問介護導入には否定的・利用者が拒否

- 例) ・いずれ必要になってくるとは思うが、介護分野で訪問介護が一番受け入れ難い。
- ・居宅に直接訪問し、個別に対応するため、利用者の抵抗や反発が想定される。
 - ・数年で帰国するのではと思うと採用は難しい。
 - ・検討していない。
 - ・実際に日本語学校等にも話を聞きに行ったが、外国人の方でも就労先にヘルパーは考えていない。

○検討する・せざるを得ない

- 例) ・田舎町なので外国人ほとんどいないが、将来的に働きたい人がいればその時に検討する。
- ・国籍がどこであろうと、質の良いマンパワーの確保ができれば問題ない。
 - ・人材が不足しているため、外国人の雇用は充分考えられる。
 - ・現段階では想定できないが、安定的な定着があれば、地域性から新規採用もむずかしくなると採用せざるを得なくなると想定している。
 - ・新聞広告、ハローワークに掲載しても問い合わせが全くない。外国人労働者についても採用を考えざるを得ない。情報収集中である。

○経費負担

- 例) ・外国人受け入れの環境整備等に掛かる経費を捻出できない。(利用者減少、報酬減少のため)
- ・現状の介護福祉士の処遇をより改善しなければ、日本語などのコミュニケーション能力の高い外国人労働者は他の業種に流れるのではないか。
 - ・外国人を採用しても、1人前になるまで数年を要しそれまで事業所が負担する経費を考えると、前向きにはなれない。国が補助金を出すか、即戦力になるまで支援をしてほしい。
 - ・日本の中で、資格を取得している方が多い。外国人に頼らないで、働いていない人々に働きかけ、賃金の面でも優遇体制で働きやすい環境を整えることが望ましい。
 - ・小規模な事業所では活用しにくい。

○その他

- 例) ・他会社と協同組合を設立し、H31年度より採用予定。
- ・外国人介護福祉士には施設や在宅の違いを理解するとともにどのサービスから経験すると良いか等、計画的な育成も重要と考える。

IX. 介護保険制度に関する市町村や国への要望について

介護保険制度に関する市町村や国への要望

事業の安定化を懸念する意見が散見され、介護報酬の引き上げを求める声が多い。

また、常勤換算数や加算要件の緩和等、現場に即した制度改革が求められているともいえる。

○報酬単価増・安定化、処遇改善、総合事業拡大による懸念

例) ・恒久的に続く制度で、事業所が苦しい経営にならないような制度改革を目指してほしい。

- ・夜間の割り増しがあるのに、日曜祭日の割り増しがあったほうが良い。
- ・利用者数の減少があっても、職員を確保していく為に、人件費がかかり、もっと介護報酬を上げてほしい。
- ・高齢者の自立に向けて取り組みたくてもケアマネジャーの中には理解していない人もいるのが現実でケアマネジャーのあり方について考えてほしい。
- ・最低賃金を上げるならそれに合わせて介護報酬も上げてほしい。
- ・小規模や僻地・離島等の不採算事業所への道・国の支援制度。
- ・介護支援専門員（主任介護支援専門員）の受験・受講等の簡素化。
- ・数ある職業の中で介護職への魅力がとても低い状況を何とか改善してほしい。
- ・訪問の単価が安すぎる。訪問看護と同じ事をしているにも係わらず倍ほど違う。
- ・介護労働者の賃金引き上げと非常勤から常勤化を促進するため、介護職員処遇改善加算の継続と介護報酬の引き上げてほしい。

○基準緩和・制度内容の見直し

例) ・利用者の少ない地域での常勤換算2.5人は非常に厳しい。基準緩和を要望する。

- ・外国の良い例なども参考に思い切った制度改革をして人手不足などの問題を解決してほしい。
- ・暮らしを支える目的なので身体と生活に分ける必要はない。
- ・身体はお元気の認知症の方に対する支援が十分にできるような制度を作してほしい。
- ・訪問看護事業所の理学療法士から指導を受けたり連携していても生活機能向上連携加算の算定要件の対象にならないので医療提供施設の幅を広げてほしい。

○事務の煩雑さを簡素化

例) ・総合事業の算定が複雑な上、活動時間が増えているのに、市の作った算定計算表を使うと報酬額が下がるケースがある。

- ・必要とされるケアプラン作成、アセスメント～モニタリング、また請求管理給付等の効率化が望ましい。

○その他

例) ・人材の確保に苦慮している。小さな町村ではいろんな職種で応募をかけても応募者はいない。

- ・経験豊富なケアマネも新任のケアマネも一律にケアプランがたてられるような仕組み、ソフトウェア・データベースなどの構築が必要ではないか。
- ・現役ヘルパーの後継者育成が大変困難となっている。制度があっても人材不足で十分なサービス提供ができない深刻な状況になるのでそれぞれの自治体と地域住民が共同して連携する必要がある。
- ・市町村発信の研修、勉強会が少なすぎる。プリントでもいいから配布すべき。

第2章 まとめ

平成30年度ホームヘルプサービス実態調査まとめ

北海道ホームヘルプサービス協議会
制度推進委員長 山崎 加代子

本調査は、平成30年度介護報酬改定の効果、事業所の経営状況、課題等を検証・把握し、制度改善への提言を行う際の根拠となるデータの収集に向け実態調査を実施したものである。

今回は、本会会員訪問介護事業所、札幌市内及び14振興局毎に無作為抽出した調査対象333事業所に対して、郵送・メールによるアンケート記入方式により実施し、回収率は50.2%であった。なお調査実施日は平成31年1月15日、調査基準日は平成31年1月1日である。

I 調査事業所の属性について

本調査における有効回答のあった事業所の組織形態は、社会福祉協議会が46.4%と半数を占め、ついで営利法人16.9%、ほぼ同率で社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）16.3%であった。

1) 収支状況

1ヶ月の収支状況では調査対象月が12月であったため、人件費割合が過去の調査に比べて高率となっている。売り上げは4.7%減少したにも関わらず、事業活動収支差額は前回調査では赤字であったものが平均で若干の黒字に転換した。平成30年度介護報酬が総体でプラス改定であり、処遇改善加算の取得などによるものと推測されるが、常勤・非常勤訪問介護員の人件費が1.9%減少していることから、人員不足であることが数字にも表れた。また、平成29年12月と30年12月の比較で事業規模別収支状況において、「300万円以上～500万円未満」の事業所割合が5%減少し、「500万円以上」も1.1%減少した。

これに対して、「100万円以上～300万円未満」が5.6%増加しているため、事業規模が縮小する傾向が見られている。

2) 訪問介護員

訪問介護員の数は、常勤専任の介護員数総数で平均4.3人であった。前回調査と比較して0.1人減少している。事業規模別でみると売上高300万円未満の小規模事業所で減少し、300万円以上では微増している。

保有資格は介護福祉士が常勤職員で64.0%と最も高く、過去の調査と比較しても増加している。職員の常勤換算数では事業規模別、組織形態別どちらも2.5人～5人が最も多い。

常勤換算数は2.5～5が最も多く事業規模別、組織形態別双方で約55%となっている。

3) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、常勤が96.0%であり、事業所平均2.31人となっている。「売上高500万円以上、地域別では札幌市」で平均4人のサービス提供責任者を配置している。サービス提供責任者の保有資格では、事業規模別でも地域別でも介護福祉士が96%を占めている。また、管理者との兼務は平均で兼務が39.2%であり、売上高500万円以上で47.6%、100万円以上～300万円未満で51.7%であった。

4) 賃金

サービス提供責任者の賃金は「20万円～25万円未満」が45.0%、「15万円以上～20万円未満」27.8%、「25万円以上～30万円未満」と「30万円以上」合わせて23%、うち30万円以上は9.9%であった。前回調査と比較すると「15万円以上～20万円」が13.9%減少した。一方、「20万円以上～25万円」が5.8%増加、「25万円以上～30万円未満」と「30万円以上」が合わせて10.2%増加し、実賃金での処遇改善が図られている。

常勤訪問介護員の賃金は「15万円～20万円未満」が49.6%と半数、次いで「20万円以上～25万円未満」で18.0%、「25万円以上～30万円未満」で2.9%、「10万円～15万円未満」が10.1%となっている。前回調査と比較すると、「15万円～20万円未満」が7.5%減少、次いで「20万円以上～25万円未満」で6.4%増加、「25万円以上～30万円未満」で2.6%増加している。一方、「10万円～15万円未満」が14.9%減少となっており、実賃金での処遇改善が図られている。

非常勤訪問介護員の時給は「1,000円～1,200円未満」が40.9%、「1,200円～1,400円未満」が22.7%、「1,400円以上」が13.0%、「835円(最低賃金時給)～1,000円未満」が31.8%であった。前回調査と比較すると「1,000円～1,200円未満」が0.3%増加、「1,200円～1,400円未満」が6.6%増加、「1,400円以上」が6.2%増加。一方、「835円～1,000円未満」が7.1%減少となっており処遇改善が図られている

Ⅱ 総合事業の提供状況について

1) 収支状況

総合事業は、各市町村により開始の時期に違いがあったが、本調査時には札幌市及び14振興局すべてで行われている。

収支状況を見ると、対象者数「10人未満」36.5%、「11人以上～30人未満」46.6%、「31人以上～50人未満」が10.8%、「50人以上」は6.1%となっている。総合事業実施事業所の93.8%が売上高100万円未満あり、売り上げ確保の困難さが見受けられる。売上高100万円を超えるためには1事業所50人以上の利用者確保が必要であり、事業成立の困難さが如実に表れている。

2) 提供状況

現行相当サービスを提供している事業所が79.0%に対し、A型サービスは10.8%しか提供されておらず普及が進んでいない。A型サービスの実施は、事業規模別では300万円未満の中小規模の事業所が8割を占めており、組織形態別では地方公共団体、社会福祉協議会、社会福祉法人で合わせて45.2%、公益法人組合で27.3%であった。営利法人では3.6%と参入は低率である。

3) 実施方法

事業規模別、組織形態別、地域別のすべてで現行相当サービスでは事業指定方式が95%を超えており、予防事業を引き継いでいることが伺える。A型サービスでも同じく事業指定方式が80%を超えているが、A型サービスは委託方式が20%近くあり、現行相当サービスの約5%と比べて高率となっている。

4) 介護報酬

現行相当サービス、A型サービスの双方とも包括報酬が80%を超えており、予防事業の週1回以上のヘルパー利用が引き継がれていることが推察される。

出来高払いの介護報酬は224単位が現行相当サービス81.8%、A型サービス66.7%と割合が多い。包括報酬では1,168単位が現行相当サービスで68.9%、A型サービスで50%であり、市町村により報酬単価にばらつきが見られる。

Ⅱ-2 A型サービス

1) 認知症対応

A型サービスは専門性を必要としない生活援助として位置付けられているが、半数のケースで認知症対応が行われている。このことにより、サービス導入時に行われる基本チェックリストだけでは、認知症利用者のスクリーニングができないことがうかがえる。

2) 担い手の研修時間

市町村独自の研修時間は「7時間未満」が81.8%であり、一日の簡単な研修であることがわかる。研修時間の長い地域は網走の「21時間以上」、日高の「14時間未満」がある。

3) 担い手の保有資格

担い手養成のために市町村独自の研修を行っているにも関わらず、95%以上の担い手が介護職員初任者研修以上の有資格者であった。特筆すべきは、介護福祉士の割合が80%を超えていることである。回答のあった18事業所中、市町村独自研修修了者がサービス提供を行っているのは1ヶ所に過ぎず、市町村独自研修の受講者が実際に業務につ

いていないことがうかがわれる。

提供しない理由について（問16記述参照）

最も多くの理由は、行政から開始にあたって A 型サービスの方針がいまだ示されていないことが挙げられている。次に人材不足であるが、住民主体による多様なサービスが普及していない。また、A 型サービス担い手の保有資格に市町村独自研修修了者がほとんど活用されていないことから普及の困難さがうかがえる。さらに介護報酬の低さから経営面の事業継続の困難さ、現行相当サービスでの対応で充足されていることもうかがえる。

Ⅲ 生活機能向上連携加算

本加算においては、97.5%の事業所が取得していない。平成24年度調査では、取得していない事業所は、92.6%であった。これと比較すると取得がまったく進んでいない。届け出しない理由としては、第1が平成24年度調査では「該当するケースがないため」であったが、今回は「ケアプランに位置づけがない」であった。理由としては類似している。次が双方とも「近くに連携する事業所がない」であり、業務負担が多くなるが三番手となっている。

Ⅳ 介護職員処遇改善加算の申請状況について

結果として「加算1」42.8%、「加算2」21.1%、「加算3」21.7%と前回調査と変化はない。全国では「加算1」57.4%、「加算2」14.9%、「加算3」13.7%であり、比較すると北海道は「加算1」の取得が低い結果となっている。加算を申請しない理由として、「事務手続きの煩雑さ」と「利用者負担があるため」が多くを占めている。

1) 職場環境等要件について

資質の向上では「実務者研修、喀痰吸引、認知症ケア等の研修受講の支援」が70%と高率である。事業所の今後の事業展開に必要な項目を選択していることがわかる、他は健康管理に着目した職場環境の整備、また育児休業や事業所内保育施設の整備など労働環境に着目した項目の選択が多い。一方、ICT活用やロボット活用による業務省力化の項目は選択されていない。

2) 処遇改善計画における従事者の処遇改善の方法

「一時金」がおよそ60%、「基本給引き上げ」が51.7%「手当の引き上げ」が39.2%であった。前回調査では、「基本給引き上げ」が30.5%であったので、「基本給の引き上げ」が2割増えている。図表6-3-①、図表6-3-②でも実賃金が上がっていることが示されているが、ここでも処遇改善加算の効果が表れていることがわかる。

Ⅴ 特定事業所加算

届け出状況は前回調査と比較すると8%ほど上がっている。「加算Ⅱ」が約9割と大多数。「加算Ⅰ」は要件の一つである重度要件を維持することが難しく、出したくても出せない加算である。加算届け出をしない理由は複数回答で「要件を満たしていない」「加算の要件が高い」が多く、次いで「利用者負担」「申請が煩雑」も高率である。加算要件の緩和として、「体制要件の緩和」、「事務手続きの簡略化」が高率で選択されている。

Ⅵ 同一建物へのサービス提供

減算適用範囲が拡大したことで、地域差もあるが約1割～2割売り上げが減少している。

Ⅶ 訪問介護における見守りの援助について

ヘルパーの行う見守りの援助を生活援助で算定している事業所は約2割であった。自立支援のための見守りの援助は身体介護で算定することが平成12年3月17日発出の老計10号で位置付けられており、平成30年に改めて周知された

ところである。生活援助で算定されている理由を記述で見ると、①利用者が依存的なため自立支援とならない、②利用者が負担増を嫌う、③ケアマネジャーが見守りの援助について知らないなどがある。

是正のためには、利用者家族による自立支援のための見守りの支援の理解、ケアマネジャーに見守りの支援について周知する等があるが、ヘルパー事業所自身によるアセスメント、モニタリングにより、「自立支援のための見守りの援助」を行うことが「認知症の進行を遅らせる、自信を再獲得して元気になる」など自立支援につながることをケアマネジャーに提案し、ケアプランの変更を求める姿勢を持つことが必要である。

VIII 訪問介護における人材確保

外国人の受け入れに関しては、居宅を訪問するという訪問介護の特性から、言葉、文化、国民性、業務理解など様々な観点から否定的な意見が多い。更に利用者からの拒否を予想する声が多い。多額な経費が掛かることも否定的な要因となっている。いずれにしても外国人の導入には否定的な意見が圧倒的に多数である。一方慢性的な人手不足から受け入れを検討している事業所もあり、翌年度から受け入れているという記述もあった。

IX 介護保険制度について市町村や国への要望について

厳しい事業経営が続いているため、介護報酬の引き上げを要望する声が圧倒的に多い。生活援助の回数制限や基準緩和のA型サービスの運用に対する不安など、事業運営に関しての要望も多く見られた。事務の煩雑さを簡素化してほしいとの要望では、加算取得できない理由としても挙げられているところである。制度創設20年の節目を迎え、介護保険制度の持続性にも懐疑的な意見も散見された。

【考察とまとめ】

冒頭で述べたように、本会平成30年度調査では、平成30年度介護報酬改定による処遇改善加算Ⅰの創設の事業経営への影響と総合事業の事業経営を柱に行った。事業経営調査では調査月の売り上げは減少したが、事業収支差額は黒字という皮肉な結果が見られた。訪問介護員の資格では介護福祉士が大多数を占め、資格取得が一層進んでいる。

賃金に関しては、前回調査と比較してサービス提供責任者・常勤・非常勤ヘルパーの3者で待遇改善が図られていた。調査開始した平成20年度から前回調査まで見られなかった基本給での待遇改善が見られ、処遇改善加算の効果がみられている。

一方、制度改正に対する記述には、健全な事業経営ができる基本報酬を求める声が圧倒的に多く寄せられている。基本報酬の引き上げによる事業経営の健全化により行われる処遇改善が最も望まれると考え、本会では今後も基本報酬の引き上げを訴えてゆくところである。

また、本年10月から実施される特定処遇改善加算に関しては、運用・効果・事業所への影響に関しての調査が今後必要である。

このところの介護報酬改定では基本報酬の引き上げではなく加算の創設となっている。事業経営としては、加算取得ができるかどうかは事業継続の大きな要素となっている。加算取得ができない理由として、事務手続きの煩雑さと体制要件の厳しさが挙げられている。人員不足の中、事務の簡素化と体制要件の緩和は今後も訴えてゆく項目である。

総合事業に関しては、地域包括ケアの中で動き出したものの、事業主体となる市町村が「笛吹けども踊らず」の状況であることがうかがえた。また、実情として予防事業が現行相当サービスへ移行しただけという状況が見られ、国の期待する住民主体によるA型サービスは担い手の不足、市町村独自研修修了者の活用がうまくできていないなど、普及には相当の努力が市町村に課せられている。

さらに、今回の本会調査の結果、A型サービス対象者であっても専門職の対応が必要な認知症利用者が全体の半数を占め、実際に対応している大半のヘルパーの保有資格が介護福祉士であることが判明した。

本会ではこれらのことを踏まえ、地域包括ケアシステムにおける介護予防でのホームヘルパーの専門性を今後も強く訴えてゆくこととしたい。

資料編

平成30年度ホームヘルプサービス実態調査票

北海道ホームヘルプサービス協議会

<記入上の注意>

- ・今年度の事業所指定等で、昨年度の実績がない場合は、該当する項目のみ御記入ください。
- ・各設問に対し、該当する番号に○をつけるか、回答欄があるものについては必要事項を御記入いただき、**平成31年2月15日(金)**までに返送くださいますようお願いいたします。
- ・御回答いただきました結果につきましては、集計・分析し、報告書としてまとめさせていただきますが、事業所名や固有名詞など、一切明らかにされないことをお約束いたします。

事業所名			
住 所		連絡担当者	
電話番号		FAX番号	

I. 基本項目・事業所の属性についてお伺いします

問1. 貴事業所の組織形態をお答えください。(平成31年1月1日時点)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1：地方公共団体 | 7：農業協同組合及び連合会 |
| 2：一部事務組合・広域連合 | 8：消費生活協同組合及び連合会 |
| 3：社会福祉協議会 | 9：営利法人(会社) |
| 4：社会福祉法人(社会福祉協議会を除く) | 10：特定非営利活動法人(NPO) |
| 5：医療法人 | 11：企業組合 |
| 6：公益法人 | 12：その他() |

問2. 訪問介護における、職員数(管理者、サービス提供責任者等を含む)をお答えください。

(それぞれ数字を記入) ※派遣職員は含めない。(平成31年1月1日時点)

(1) 職員数(派遣職員は含めない)及び常勤換算数について記入してください。(平成31年1月1日時点)

※資格1)~4)を複数の資格を有している者については、最も若い番号の資格について記入してください。	常勤職員数		非常勤職員数
	専従	兼務	実人員数
①訪問介護員	人	人	人
1)①のうち介護福祉士	人	人	人
2)①のうち介護職員基礎研修課程修了者	人	人	人
3)①のうち介護職員実務者研修課程修了者 (旧ホームヘルパー1級研修課程修了者)	人	人	人
4)①のうち介護職員初任者研修課程修了者 (旧ホームヘルパー2級研修課程修了者)	人	人	人
②その他の職員	人	人	人

常勤換算数： . 人

※常勤換算数とは、すべての従業員1週間の平均延勤務時間数を常勤従業員が1週間で勤務すべき時間数で割り返すことにより、従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算した数です。

(2) 上記従事者のうち、サービス提供責任者について記入してください。(平成31年1月1日時点)

※資格1)~4)を複数の資格を有している者については、最も若い番号の資格について記入してください。	常勤	非常勤
③サービス提供責任者	人	人
1)③のうち介護福祉士	人	人
2)③のうち介護職員基礎研修課程修了者	人	人
3)③のうち介護職員実務者研修課程修了者 (旧ホームヘルパー1級研修課程修了者)	人	人
4)③のうち介護職員初任者研修課程修了者 (旧ホームヘルパー2級研修課程修了者)	人	人

(3) 管理者と兼務しているサービス提供責任者についてお答えください。(平成31年1月1日時点)

- 1 : 管理者と兼務しているサービス提供責任者がいる
- 2 : 管理者と兼務していない

問3. 訪問介護員の賃金についてお答えください。(平成31年1月1日時点)

(1) 雇用形態別における1ヶ月の実賃金(税・保険料の控除前)について、下記A~Jよりあてはまる記号を記入してください。※介護職員処遇改善加算取得に伴う増額分を含む。(一時金の場合は、一月平均に算出して、実賃金に加算してください。)

※日給、時給の場合は、1ヶ月分として算出し、各雇用形態に賃金額の異なる訪問介護員が複数人所属の場合はその平均値を記入してください。

雇用形態	賃金(1ヶ月)
1) サービス提供責任者(訪問介護員、管理者兼務含む)	
2) 常勤訪問介護員(サービス提供責任者は除く)	

A : 30,000円未満	F : 200,000円以上~250,000円未満
B : 30,000円以上~50,000円未満	G : 250,000円以上~300,000円未満
C : 50,000円以上~100,000円未満	H : 300,000円以上
D : 100,000円以上~150,000円未満	I : その他()
E : 150,000円以上~200,000円未満	J : 該当者なし

(2) 非常勤訪問介護員の時給についてお答えください。※介護職員処遇改善加算取得に伴う増額分を含む。(一時金の場合は、一月平均に算出して、実賃金に加算してください。)

※日給、月給の場合は、1時間分として算出し、時給額の異なる訪問介護員が複数人所属の場合は該当する番号全てに○をつけてください。

- 1 : 825円未満
- 2 : 825円以上~1,000円未満
- 3 : 1,000円以上~1,200円未満
- 4 : 1,200円以上~1,400円未満
- 5 : 1,400円以上
- 6 : その他()
- 7 : 該当者なし

問4. 収支状況についてお答えください。

(1) 平成29年12月(1ヶ月間)と平成30年12月(1ヶ月間)の収支の状況について、お答えください。

(それぞれ数字を記入) ※介護職員処遇改善加算も含む。 ※千円以下四捨五入。

	売上高	事業活動収支差額 (売上総利益)	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費 (税・保険料控除前の実賃金の合計)
平成29年12月	千円	千円	千円
平成30年12月	千円	千円	千円

(2) 総合事業を実施している事業所のみ、お答えください。

平成30年12月(1ヶ月間)の状況について、下記より該当する項目にそれぞれ記入してください。

(それぞれ数字を記入) ※千円以下四捨五入

平成30年12月	総合事業対象者	人
	売上高	千円

【問 25 で「2. 届け出していない」と答えた方にお伺いします】

問 27. 加算の届出を行わない理由について、該当する番号全てに○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 : 特定事業所加算の要件が高い | 4 : 今後取得を予定 |
| 2 : 利用者負担が増すので取らない | 5 : 要件を満たしていないため |
| 3 : 利用者離れがおき、収入減となるため | 6 : 申請が複雑で業務負担が多くなるため |
| 7 : その他 () | |

問 28. 特定事業所加算の改善を要望する事項について、該当する番号全てに○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 : 体制要件の緩和 | 4 : 資格要件の緩和 |
| 2 : 重度要介護者等対応要件の緩和 | 5 : 事務申請の簡略化 |
| 3 : 人材要件の緩和 | 6 : 加算額を支給区分限度額の枠外にする |
| 7 : その他 () | |

Ⅵ. 同一建物等居住者のサービス提供状況についてお伺いします

問 29. サービス提供している集合住宅について、減算適用範囲が拡大しましたが、その影響についてお答えください。

- | | |
|--------------------|----------|
| 1 : 影響あり (→問 30 へ) | 2 : 影響なし |
|--------------------|----------|

【問 29 で「1 : 影響あり」と答えた方にお伺いします】

問 30. 1 ヶ月の平均減算割合についてお答えください。

[]

Ⅶ. 訪問介護における見守りの援助についてお伺いします

問 31. 自立生活支援のための“見守りの援助”は身体介護として明確化されましたが、生活援助で算定しているケースがありますか。

- | | |
|----------------|--------|
| 1 : あり (→その理由) | 2 : なし |
|----------------|--------|

理由 : []

Ⅷ. 訪問介護における人材確保についてお伺いします

問 32. 将来的な外国人介護福祉士候補者の可能性について、自由に記入してください。(自由記述)

[]

Ⅸ. その他についてお伺いします

問 33. 介護保険制度について、市町村や国に要望があれば、自由に記入してください。(自由記述)

[]

お忙しい中、アンケートに御協力いただきありがとうございました。

より皆様の声を反映した提言書を作成する予定です。今後ともよろしく願います。

北海道ホームヘルパー協議会 会長 佐々木 薫

北海道ホームヘルプサービス協議会制度推進委員会名簿

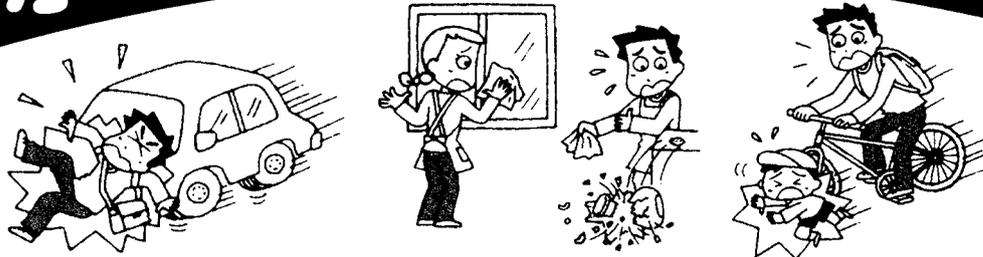
(敬称略)

役職	氏名	所属・職名（令和元年7月現在）
委員長	山崎 加代子	株式会社シムス 専務取締役
委員	岩田 志乃	七飯町社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション「七飯社協」 訪問介護課長
委員	杉山 規愛	東神楽町社会福祉協議会 東神楽ホームヘルプサービスセンター 事業管理者
委員	永田 志津子	札幌大谷大学社会学部地域社会学科 教授
委員	平井 淳一	三井ヘルスサービス株式会社 代表取締役

制度推進委員会開催状況

開催回	開催年月日	議 題
平成30年度 第1回	平成30年 10月11日	1 委員長、副委員長の選任について 2 制度推進委員会の活動内容について 3 平成30年度ホームヘルプサービス実態調査内容について 4 制度推進委員会の今後の活動スケジュールについて
平成30年度 第2回	平成30年 11月20日	1 平成30年度ホームヘルプサービス実態調査内容の項目について 2 制度推進委員会の今後の活動スケジュールについて
令和元年度 第3回	平成31年 4月23日	1 アンケート調査の結果について 2 報告書の構成と作成に係る役割分担について 3 今後の制度推進委員会の活動スケジュールについて
令和元年度 第4回	令和元年 6月5日	1 アンケート調査の結果について 2 提言書の内容について

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
	年間保険料	基本タイプ	350円	510円
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

団体割引 20%適用済/過去の損害率による割増引適用

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
営業時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応 お見舞い等の各種費用	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円
--------------	---	---

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償 **改定**

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**
● オプション：使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

平成30年度 ホームヘルプサービス実態調査 報告書

- 発行日 令和元年7月
- 発行 北海道ホームヘルプサービス協議会
〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目1番地
かでの2.7 2階
北海道社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課内
TEL:011-241-3977 / FAX:011-271-3956
MAIL:d-homehelp@dosyakyo.or.jp